

新座市 防災マップ・ハンドブック

企画・編集 新座市危機管理室
〒352-8623 新座市野火止1-1-1
電話048-477-2502
印刷…(株)中央ジオマックス

わが家の避難場所

--

わが家の連絡先

氏名	電話	住所

緊急連絡先(公共機関)

機関名	電話	機関名	電話
新座市役所	048-477-1111	朝霞保健所	048-461-0468
新座警察署	048-482-0110	NTT東日本	116
新座消防署	048-482-0119	東京電力パワーグリッド (コンタクトセンター)	0120-995-007
片山分署	048-477-0313	東京ガス (お客さまセンター)	0570-002211
大和田分署	048-481-1119	水道 (新座市役所内)	048-477-1111

救急病院

病院名	電話	所在地	診療科目
新座志木中央総合病院	048-474-7211	新座市東北1-7-2	内・外・耳・整・小・皮・泌・脳・眼・婦・消・神内・循・呼外・肛・麻・形・リハ・消外・腎・救・リウ・放
高田整形外科病院	048-478-5222	新座市野火止6-5-20	整形・リハ・内・呼
堀ノ内病院	0570-00-5168	新座市堀ノ内2-9-31	外・整・内・小・胃・肛・皮・泌・神・歯・耳・眼・精・形・リハ・歯外

防災情報提供先

新座市防災サイト	防災サイトでは、本誌のデータ版や各種防災情報を公開しています。
新座市公式LINEアカウント	新座市公式LINEでは、防災に関する情報や防災行政無線の放送履歴、その他イベントの情報などを受け取ることができます。



新座市防災サイトはこちら



新座市公式LINEはこちら



保存版

新座市 防災マップ ハンドブック

Disaster-prevention directions and map of Niiza City

니자시방재지도·핸드북
新座市防災地図・手冊



新座市 令和8年3月

その時の連絡先はここ! 3

119番への緊急通報のかけ方 / 災害用伝言ダイヤル171番のかけ方 …… 3

備蓄対策 4

一次持ち出し品チェックリスト(例) / 自宅備蓄・二次持ち出し品チェックリスト(例) / 必要な備蓄品の確認 / ローリングストック …… 4

避難の種類 5

避難所への避難 …… 5

地震対策 6

地震への備え …… 6
その他の地震対策 / 家族防災会議 …… 7
地震発生時にすべきこと …… 8
家具転倒防止対策 / 家具転倒防止対策のポイント / 家具転倒防止対策器具一例 …… 10

火災対策 11

住宅用火災警報器の設置 / 火災を防ぐ7つのポイント …… 11
初期消火の3原則 …… 12

風水害対策 13

風水害の備え …… 13
風水害時の警戒レベル / 風水害時に気をつけること …… 14
避難情報等の入手 …… 15
洪水 / 都市型水害(内水氾濫) / 風水害後のあと始末 …… 16
土砂災害(かけ崩れ) …… 17

地域防災対策 18

防災市民組織「自主防災会」 / 「自主防災会」の活動内容の例 …… 18
地域で災害を乗り越えるために …… 19

高齢者・障がい者の方向け防災対策 20

ヘルプカード・ヘルプマーク / …… 20
事前に備えておくこと(例) …… 21

女性向け防災対策 21

衛生・防犯対策(例) / 妊産婦の防災対策(例) / 女性のための防災BOOK …… 21

赤ちゃん防災対策 22

赤ちゃん防災 / 赤ちゃん用アイテム(例) …… 22

ペット防災対策 22

ペットの同行避難 / 事前準備チェックリスト(例) / ペット備品チェックリスト(例) …… 22

集合住宅防災対策 23

集合住宅におけるトイレの災害対応 …… 23
集合住宅特有の災害とその対策について …… 24
長周期地震動と高層階の危険性について / 長周期地震動への備え …… 25
ライフラインの停止への備え / 防災設備の再確認 …… 26

新座市の防災対策 27

新座市の備え …… 27
被災者に対する支援制度 …… 29

新座市防災マップ 30

災害種別ごとの避難拠点一覧 …… 31
第1ブロック(畑中、馬場) …… 32
第2ブロック(堀ノ内、道場、片山、池田、栄、新塚) …… 34
第3ブロック(石神、栗原、野寺) …… 36
第4ブロック(新堀、西堀、本多) …… 38
第5ブロック(あたご、菅沢、野火止1~4) …… 40
第6ブロック(中野、新座、大和田) …… 42
第7ブロック(北野、東北、東) …… 44
第8ブロック(野火止5~8) …… 46

発刊にあたって

令和6年1月1日の能登半島地震は、能登半島を中心に甚大な被害をもたらしました。こうした大地震は、平成23年3月11日の東日本大震災、平成28年4月14日の熊本地震、平成30年9月6日の北海道胆振東部地震と、定期的に発生しているほか、首都直下型地震の発生も予想されています。また、風水害においても、令和元年東日本台風や令和6年7月31日の集中豪雨では新座市内に大きな被害をもたらしており、災害の脅威が身近にある状況です。



強大な自然災害を完全に防ぐことは難しいですが、努力によって被害を軽減することはできます。

そのためには、市民の皆様自身が普段から災害に備え、心構えを持つことが重要になります。慌てずに行動できるよう避難場所を確認しておいたり、非常持ち出し品の準備、火災が発生してしまった時の対応など、平常時から家族で話し合い備えておくこと、「自助」が被害を減らす第一歩です。

この新座市防災マップ・ハンドブックは、災害への事前対策、被災時の対応、避難経路や避難場所の確認等、防災に関する様々な情報をまとめて記載しておりますので、日頃から本誌を活用して、忘れた頃にやってくる災害に備えていただきたいと思います。

また、地域で助け合う「共助」の仕組みも災害への備えとして大切です。本市では、市内61町内会すべてで組織されている自主防災会による活動や、様々なボランティア団体による公益的な活動が活発に行われており、日頃の活動に厚く御礼を申し上げます。この地域力を生かし、高齢者や障がい者など、緊急時に助けが必要な方がいる世帯を地域で把握して、みんなで助け合えるような、各地域それぞれの災害対策の体制を整えていただきたいと思います。

さらに、東日本大震災による教訓として、帰宅困難者への対応や緊急時の情報伝達方法など、新たな課題も見つかっています。本市では、防災体制の更なる充実を図るため、引き続き、市民の皆様「に連帯と協働によるまちづくり」への御協力をいただきながら、「災害に強いまちにいざ」をともに築いてまいりたいと考えております。

新座市長 並木 傑

……3.11を思い出して! 東日本大震災の残した教訓……



平成23年3月11日午後2時46分、太平洋三陸沖を震源地として発生した観測史上最大規模の東北地方太平洋沖地震により、東北から関東にかけての東日本一帯に甚大な被害を及ぼしました。

この震災により、多くの人命、財産が奪われ、復興に向けた厳しい生活が待っていました。

しかし、防災・減災対策の考え方、その後の復興に向けた様々な対応の仕方、地域ぐるみでの助け合いの重要性など、多くの教訓が得られたのも事実です。

私たちは、大災害が残した傷跡を忘れずに、この大災害から多くのことを学び取り、日頃から災害に備えておかなければなりません。



その時の連絡先はここ!

- 火事・救急……………119番
- 警察……………110番
- 災害用伝言ダイヤル……………171番

119番への緊急通報のかけ方

自宅から緊急通報をかけることを想定して「**1**」の中を答えてください。火災などに直面すると誰でも慌ててしまいます。通報は落ち着いて正確に伝えましょう。

1. **あなた…119番に電話する**
指令室…「119番です。火事ですか？ 救急ですか？」
2. **あなた…「火事です」または「交通事故(急病)です」**
指令室…「住所は、どちらですか？」
3. **あなた…「新座市〇〇 〇丁目〇番〇号です」**
(建物名・棟・室などがわかれば伝えてください)
指令室…「何か燃えていますか？」(火事の場合)
「どのような状況ですか？」(救急の場合)
4. **あなた…状況を伝える**
指令室…「氏名と電話番号をお知らせください」
5. **あなた…「氏名」「電話番号」**
指令室…「近くに目標になる建物がありますか？」
6. **あなた…「公共の建物、商店などを教えてください」**



携帯電話からの通報
所轄以外の消防署に電話がつながる可能性があるため、住所を「埼玉県新座市」から明確に伝える必要があります。

災害用伝言ダイヤル171番のかけ方

被災地内やその他の地域の方々との「声の伝言板」です。被災地の方が録音した安否などの情報を他の地域の方が聞くことができます。また、他の地域の方が録音した情報を被災地の方が聞くこともできます。災害発生時にN T T が同サービスについてテレビやラジオなどでお知らせいたします。基本的な操作方法は以下のとおりです。

伝言録音171 ⇒ (ガイダンスに従う) ⇒ **1をダイヤルする** ⇒
自宅電話番号又は被災地の方の電話番号 (市外局番から) ⇒
伝言を録音(30秒以内)

伝言再生171 ⇒ (ガイダンスに従う) ⇒ **2をダイヤルする** ⇒
自宅電話番号又は被災地の方の電話番号 (市外局番から) ⇒
伝言を聞く(新しい伝言から再生)

※毎月1日と15日等に体験利用ができます。使い方をあらかじめ確認しておきましょう。

備蓄対策

地震や風水害が発生し、ガスや電気が使用できなくなると、普段どおりの生活を送れなくなります。いつ災害が発生しても3日程度は生活できるように、日頃から食料や生活用品を備蓄することが重要です。

一次持ち出し品チェックリスト(例)

災害によっては、急遽、避難を余儀なくされることがあります。自宅から避難する時に持ち出す「非常持ち出し品」をリュック等に詰めて準備しておきましょう。

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 貴重品(現金、預金通帳、印鑑、保険証など) | <input type="checkbox"/> 常備薬、お薬手帳、緊急医薬品 |
| <input type="checkbox"/> 非常食(チョコなどのお菓子も可) | <input type="checkbox"/> 災害用トイレ |
| <input type="checkbox"/> 飲料水(持ち運べる量 1Lから2L程度) | <input type="checkbox"/> トイレットペーパー、ウェットティッシュ |
| <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ | <input type="checkbox"/> ビニール袋(45L、90Lなどの大型のもの) |
| <input type="checkbox"/> LEDランタン、懐中電灯 | <input type="checkbox"/> ティッシュ、軍手、生理用品、マスク、消毒液、体温計 |
| <input type="checkbox"/> モバイルバッテリー | <input type="checkbox"/> 防犯ブザー、ホイッスル |
| <input type="checkbox"/> 公衆電話用硬貨(100円玉・10円玉) | |



自宅備蓄・二次持ち出し品チェックリスト(例)

在宅避難では、最低でも3日分の備蓄品が必要です。また、食料や備品の使用期限などを定期的に確認をして必要に応じて新しいものに交換しましょう。

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 飲料水(1人一日3Lが目安) | <input type="checkbox"/> ライター・マッチ |
| <input type="checkbox"/> 食料(レトルト食品や缶詰など普段から食べ慣れたもの) | <input type="checkbox"/> 医療器具の予備充電器 |
| <input type="checkbox"/> ラップ・アルミホイル | <input type="checkbox"/> 予備の眼鏡 |
| <input type="checkbox"/> 紙皿 | <input type="checkbox"/> 補聴器 |
| <input type="checkbox"/> コンロ・ガスボンベ | <input type="checkbox"/> 救急医療品、常備薬、お薬手帳 |



赤ちゃん、ペットの備蓄品については、22ページをご覧ください

必要な備蓄品の確認【東京備蓄ナビ】

東京備蓄ナビは、「災害に備えた備蓄」と聞いてもピンと来ない方や興味はあるけど何をどのくらい備蓄すれば良いかわからない方向けに、備蓄のイロハや備えておく良い品目などを紹介するサイトです。

世帯数と家族の年齢や性別を入力するだけで、家庭にあった備蓄品目と必要量が表示されます。



[東京備蓄ナビホームページ]
<https://www.bichiku.metro.tokyo.lg.jp>

ローリングストック

ローリングストック法は日常的に非常食を食べて、食べた分買い足すということを繰り返し、常に家庭に新しい非常食を備蓄する方法です。この方法なら普段から食べているものが災害時の食卓に並び、比較的安心して食事をとることができます。



避難の種類

災害が発生した場合、災害の状況によって、とるべき避難行動が異なり、避難所に避難をすること以外にも避難の方法があることを知る必要があります。

災害時に、落ち着いて避難をするために、避難の種類を理解することが大切です。

避難所への避難

地震・風水害により、建物の倒壊・浸水・火災等の危険性がある場合、小・中学校等の避難所へ避難してください。居住地による避難先の指定はありません。なお、風水害時には、浸水するリスクを考慮し、開設する避難所を限定しています。新座市内の避難所については本誌の30ページ以降をご覧ください。

避難所では、狭い場所で多くの人と共同生活を送らなければなりません。長期間の避難生活は、物資の面だけでなく、精神的にも大きな負担となります。お互いに協力し、譲り合って生活することが大切です。

●地震

在宅避難

自宅に倒壊のリスクがない場合は、備蓄品を活用するなどして在宅避難をしてください。

一時・広域避難

火災の延焼などから身を守るため、近くの公園や運動場に避難し、安全を確保します。新座市では、総合運動公園、西堀公園及び西堀庭球場を広域避難所としています。

車両避難について

自動車による避難は、道路の渋滞を助長し、緊急車両の妨げとなることから徒歩で避難できる方は、徒歩・自転車で避難をしてください。

●風水害(洪水・土砂災害)

立ち退き避難(水平避難)

災害リスクがある区域の外側や対象とする災害に対して安全な場所に移動することです。

市の避難所の他に災害リスクのない場所にある親戚・知人宅への避難についても、検討が必要です。

屋内安全確保(垂直避難)

新座市洪水・土砂災害ハザードマップで浸水想定等を確認の上、上階への避難や高層階に留まるなど、計画的に身の安全を確保することです。

緊急安全確保

既に避難所への移動に危険が伴う状況のため、洪水の場合はその時点で移動できる高い場所へ、土砂災害からの避難であれば、可能な限り頑丈な建物で、少しでも崖から離れた高い場所へ移動してください。

マイ・タイムラインの作成

雨や風は事前に予測することができるため、風水害が発生する前に準備をすることができます。風水害に備えた行動を一人ひとりが事前に決めた計画がマイ・タイムラインです。台風が近づいているとき、大雨が長引くとき、短時間の急激な豪雨が降るときなど風水害が発生する可能性があるときに、気象情報や避難情報を参考に自分が避難を開始するタイミングなどをマイタイムラインに記入しておきましょう。

避難情報による行動の判断は、ハザードマップを確認しながら「避難行動判断フロー」を参考にしてください。

[マイ・タイムライン作成例]
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0402/903-20091203-31.html#content_top



[避難行動判断フロー]
https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/pdf/campaign.pdf



地震対策

平成23年の東日本大震災、平成7年の阪神・淡路大震災及び令和6年の能登半島地震を代表に、近年の日本には、大被害を及ぼす地震がいつどこで起きてもおかしくない状況にあります。

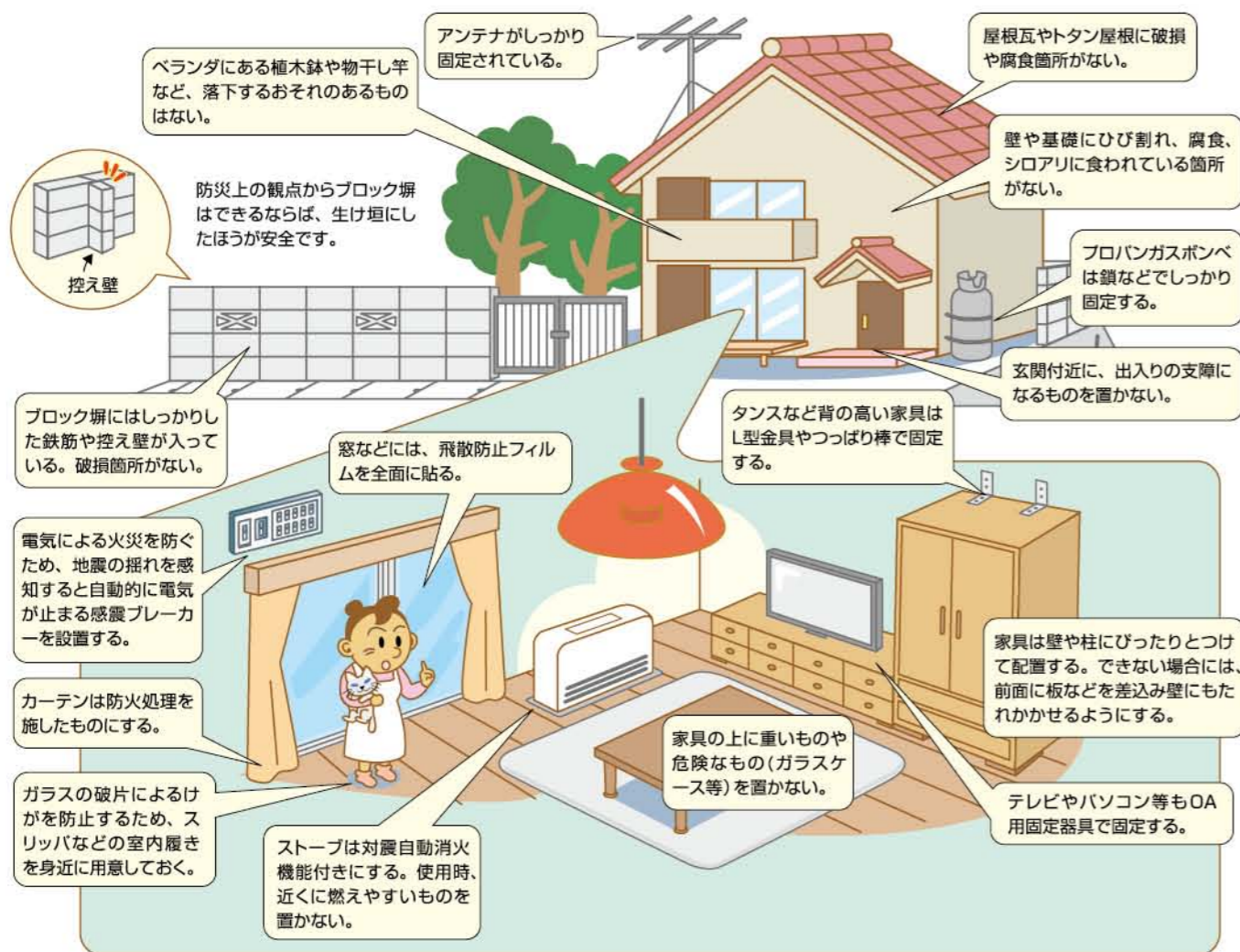
特に、埼玉県が平成24・25年度に行った「埼玉県地震被害想定調査」における5つの地震(東京湾北部地震、茨城県南部地震、立川断層帯による地震、深谷断層及び綾瀬川断層による関東平野北西縁断層帯地震、相模湾から房総沖を震源とする元禄型関東地震)は、大きな被害を及ぼすと警戒されています。他に、「南海トラフ地震」等の地震も被害が懸念されています。

地震予知の研究は続けられていますが、予知できたとしても被害を受けなくて済むとは限りません。大地震時に、冷静に行動できるよう、普段から対策をしておきましょう。

地震の備え

地震対策は行政だけでできるものではありません。生命や個人の財産を守るためには、皆さん一人ひとりあるいは家族が協力して普段から備えておく必要があります。

以下のイラストを参考に、地震に対する安全性についてチェックし、補強や配置換えなどを行っておきましょう。また、家の耐震診断を行うことも大切です。正確な診断は専門家にお問い合わせする必要があります。



耐震診断・耐震改修等について

建物の倒壊等の被害から居住する方を守るため、市内の昭和56年5月31日以前に着工した建築物を対象に、耐震診断・耐震改修等助成制度を実施しています。また、危険なブロック塀等の撤去等に対する助成制度も実施しています。

詳しくは担当窓口までお問い合わせください。

問合せ先 新座市建築審査課 電話 048-477-4519

その他の地震対策

- 大きな家具や倒れやすい家具は寝室に置かない。
- 避難の際の邪魔にならないよう、玄関や廊下には家具や荷物を置かない。
- 発災時に備え、消火器や三角バケツを準備しておく。
- 断水や出火に備え、風呂の水は常に貯めておく。
- その他の、防災用品としてヘルメット、ビニールシート、かなづち、パール、のこぎり、スコップ、なた、ロープなどを準備しておく。
- 近隣住民とのあいさつや町内会への加入により、顔の見える関係を築く。



家族防災会議

いざというときに、家族が慌てず行動できるよう、家族防災会議を開き、家族一人ひとりの役割分担や対処方法を決めておきましょう。また、備蓄品の使用期限が切れていないか確認を行いましょう。

市では9月の第1日曜日を「新座市家族防災会議の日」と定めています。

災害時の家族の役割を決める



地震発生時の連絡方法、集合場所、避難のタイミングを決めておく



非常持ち出し品の準備と確認をする



避難行動要支援者(高齢者・障がい者・乳幼児など)の支援方法を決めておく
(詳しい制度は21ページを参照)



避難場所と避難ルートの確認をする



避難所までの道のり等は、32ページ以降を参照して確認することができます。

地震発生時にすべきこと

大きな地震が起きると誰でも驚き、平常心を失ってしまいます。慌てて外に飛び出したりするとかえって危険です。我が身や家族を守るため、冷静に状況を判断して行動することが肝心です。

家にいた場合

1 まずは身の安全を確保

立ってられないような大きな揺れを感じたら、まず丈夫な机などの下に身を隠します。座布団などが身近にあれば、頭を保護しましょう。



2 すばやく火の始末

動けるようであれば、すばやくガス器具やストーブなどの火を消しましょう。ガスは元栓を締め、電気器具はプラグを抜きましょう。



3 脱出口の確保

揺れで、ドア枠などが変形し、開かなくなってしまうことがあります。玄関や部屋のドア、窓などを開け、いつでも逃げられるようにしておきましょう。



4 慌てて外に飛び出さない

外では、ガラスや瓦、看板などが落ちてくる可能性があります。大地震でも大きな揺れは1分程度です。慌てず状況を判断しましょう。



5 ガラスの破片に注意

室内に、ガラスの破片や危険物が散乱しているときには、スリッパなどの室内履きで行動しましょう。



6 正しい情報の入手

デマやうわさに惑わされることなく、ラジオやテレビ報道などで正しい情報を入手しましょう。



7 冷静に避難

揺れがおさまっても、避難の指示などがあつたら、速やかに避難しましょう。避難の指示がなくても、延焼や建物倒壊の危険性を感じたときには、冷静に判断して避難しましょう。また、地震などに伴う停電が復旧する際に発生する「通電火災」に備えて、ブレーカーを切っておきましょう。



- オフィスや作業場では、防災責任者を決め、防災計画を作成し、それにそった行動をとりましょう。
- 公共交通機関乗車時には乗務員、デパートや劇場・ホールなど人が集まっているところでは、係員の指示に従って行動しましょう。

路上にいた場合

窓ガラスや看板などが落ちてくる可能性があります。ビルなどの建物から離れ、持ち物や両手で頭を守り、近くの公園や広い場所に避難しましょう。



車を運転中の場合

車を道路の左側に駐車し、緊急車両の妨げにならないようにします。冷静に周囲の状況を観察し、カーラジオで正確な情報を収集しましょう。避難する場合にはエンジンを切り、キーをつけたままにして、ドアロックをせず、車検証や貴重品は忘れずに持ち出しましょう。



地下街にいた場合

地下街は比較的安全な場所です。慌てないで係員の誘導に従いましょう。指示がなければ壁伝いに歩いて、最も近い出口から地上へ出てください。



エレベーターに乗っていた場合

直ちに各階のボタンを全て押し、停止した階で降ります。停電などで閉じ込められた場合は、非常ボタンを押し続け、非常電話で救助を求めましょう。



震度

震度とは、地震の強さの程度を示すものです。次のイラストは地震の大きさによりどのような現象や被害が発生するか、一般的に例示しています。その場所や状況によって揺れや感じ方は異なります。



人は揺れを感じない。



屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。



屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。



屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。



- ほとんどの人が驚く。
- 電灯などの吊り下げ物は大きく揺れる。
- 座りの悪い置物が、倒れることがある。



- 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。
- 棚にある食器類や本が落ちることがある。
- 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。



- 物につかまらなると歩くことが難しい。
- 棚にある食器類や本で落ちるものが多くなる。
- 固定していない家具が倒れることがある。
- 補強されていないブロック塀が崩れることがある。



- 立っていることが困難になる。
- 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。
- 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
- 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。



- はわないと動くことができない。飛ばされることもある。
- 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。
- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる。
- 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。



- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。
- 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。
- 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが多くなる。

「徒歩帰宅の心得 7か条」

大地震が発生し、鉄道などがストップした場合、「むやみに移動を開始しない」が原則ですが、事情により徒歩帰宅する方のために、心得として次の7か条を覚えておきましょう。

- 留まる** 1 連絡手段、事前に家族で話し合い
- 2 携帯も、ラジオも必ず予備電池
- 知る** 3 日頃から、帰宅経路をシミュレーション
- 4 災害時の味方、帰宅支援ステーション
- 帰る** 5 職場には、小さなリュックとスニーカー
- 6 帰宅前には、状況確認
- 7 助け合い、励まし合って徒歩帰宅

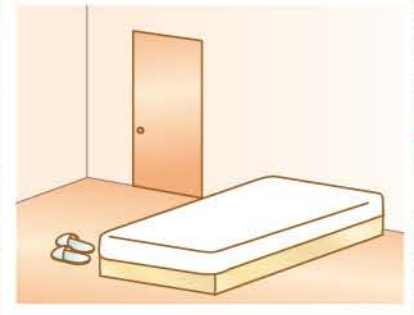
家具転倒防止対策

阪神・淡路大震災時に、建物の中でけがをした人の約半数(46%)は家具の転倒、落下が原因だったという調査結果があります。これにガラスの飛散によってけがを負った人(29%)を加えると、実に4分の3の人たちが家具やガラスでけがをしたことになります。つまり、家具をしっかり留めて、ガラスの飛散防止対策を施せば、震災時に多くの人は、けがから身を守ることができます。

家具転倒防止対策のポイント

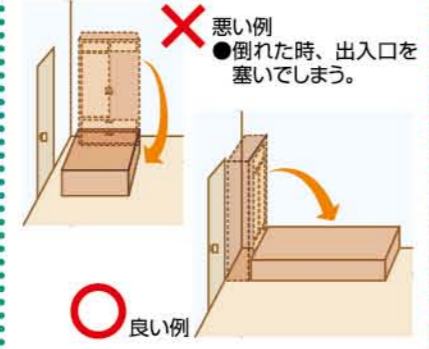
① 部屋に物を置かない

納戸やクローゼット、据え付けの収納家具に収納するなど、できるだけ生活空間に家具類を置かないようにします。特に睡眠中に地震があった際、寝室は逃げ遅れる危険が高いため、家具類を置く場合は最小限にしましょう。



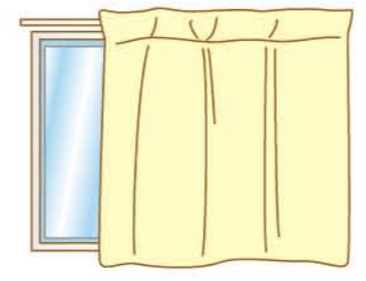
② 避難経路の確保

ドアや避難経路を塞がないように、家具配置のレイアウトを工夫しましょう。部屋の出入口や廊下には家具を置かないように、据え付けの戸棚に収納します。さらに引き出しや中身飛び出しにも注意し、置く方向を考えます。



③ ガラスの飛散防止・危険物の落下防止

ガラスの飛散防止フィルムを貼った上で、薄いレースやカーテンを開けておくことで飛散防止力が高まります。また、落下防止対策として、家具類の上にガラス製品を置かないようにしましょう。



家具転倒防止対策器具一例

●L字金具	●ポール式器具 (つっぱり棒)	●マット式器具	●ストッパー式器具
家具と壁にビスで固定するタイプ	天井と家具の間に差し込むタイプ	家具の底面にくっつけるタイプ	家具の下部に差し込むタイプ

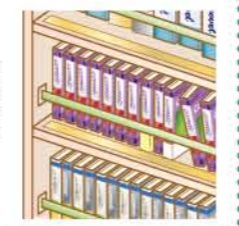


組み合わせ耐震対策

「ポール式とマット式」、「ポール式とストッパー式」の2つを組み合わせるとL字金具と同等の効果を得ることができます。壁に穴を開けられないなどの事情でL字金具を取り付けられない場合は、器具を組み合わせるなど工夫をすることで、家の状況にあった対策を行うことができます。

落下防止器具

本や食器が滑り落ちないようにするための器具で、本棚の前面にテープを貼付するタイプ、バーで防ぐタイプ、物の下に敷くタイプといくつか種類があります。自宅の家具に合ったものを選びましょう。



火災対策

火災の原因の多くは、火の取扱不注意や不始末によるものです。普段の心がけやメンテナンス次第で防げるものが大半です。また、放火による火災も一向にありません。

大地震後に発生する火災は、被害をより大きくしています。阪神・淡路大震災でも家屋から発生した火災が被害をより大きくしました。個人での心がけとともに、地域ぐるみでの防火に対する取組が大切です。

住宅用火災警報器の設置

住宅用火災報知器は、火災により発生する煙や熱を感知し、音声や警報音により火災の発生を知らせてくれる機器です。定期的にはほこりを取り除いたり、点検を行うなどしましょう。

寝室や階段の天井を中心に設置基準が定められていますが、住宅の規模・形態により異なりますので、詳しくは消防署へお問い合わせください。

- 問合せ先
- 埼玉県南西部消防局予防課(048-460-0121)、又は新座消防署消防課(048-478-1311)

悪質な訪問販売に注意!

住宅用火災警報器は、量販店等、防災用品を販売する店舗や業者等から購入が可能です。消防署や市役所の職員が一般住宅を訪問し、住宅用火災警報器を販売することはありません。悪質な訪問販売に十分注意しましょう。「おかしいな」と思ったら早めに新座市消費生活センター(048-424-9162)にご相談ください。

火災を防ぐ7つのポイント

日頃から消火用具の備えや火の始末を習慣づけることが大切です。何気ない普段の行動や癖が火災の原因になっていることがあります。火を扱うことに慣れすぎている生活パターンを見直し、改めるべきことはすぐに実行しましょう。

- 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。
- 外出時や寝る前には、ガスの元栓や火の始末を忘れない。
- 花火などは消火用の水を準備してから。風の強いときにはしない。
- ストープなどのそばに燃えやすい物を置かない。
- ライターやマッチなどで子どもが遊ばないように注意する。
- 電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。

消火器の使い方

- 安全栓を引き抜き
- ホースを火に近づけて
- レバーを強く握る

初期消火の3原則

1 早く知らせる

- 「火事だ！」と大声で近隣の方々に知らせ、救助を求める。声が出なければ、鍋などをたたいて異変を知らせる。
- 小さな火災でも速やかに消防署(119番)に通報する。

2 早く消火する

- 火の小さい初期段階ならば、まだ私たちの手で消火可能。近隣の方と協力して消火する。
- 毛布などで火の勢を抑え、水をかけるようにする。
- 備えてある消火器のほか風呂の残り湯など、利用できるものは何でも利用する。
- 街角消火器を使用する。(詳細は27ページ)

3 早く逃げる

- 天井に火が燃え移ったらもう危険。身の安全のためすばやく避難する。
- 煙に注意しましょう。

初期消火の方法は？



●**油鍋**
慌てて水をかけるのは厳禁。消火器で消すのが原則。ない場合には、ぬらした大きめのタオルなどを手前からかけ、空気を遮断して消します。



●**カーテン、ふすま、障子**
天井に燃え移ることを防ぐことが大切です。引きちぎったり、蹴倒したりして火を天井から遠ざけてから消火します。



●**衣類**
すぐ脱げるものは脱いで足で踏み消します。脱げない場合は地面や床を転げ回って消します。



●**石油ストーブ**
消火器がない場合、ぬらした毛布などで覆い、その上から一気に水をかけ、消火します。



●**電気製品**
水をかけると感電するおそれがあります。プラグを抜き、ブレーカーを落としてから消火します。

避難するときの注意点は？

●**1** 服装や持ち物にこだわらず、できるだけすばやく避難する。

●**2** 避難は要支援者が最優先。健康者は、その方々の避難を手助けしましょう。

●**3** 煙の中では姿勢を低くし、床をはうように避難します。ぬれたタオルで口をふさいで煙を避けましょう。

●**4** マンションなどでは、エレベーターを使わず、避難階段を使って逃げます。

●一旦逃げ出したら、再び中には戻らないようにしましょう。

●**6** 逃げ遅れた人がいる場合は、消防署員にすぐ知らせましょう。

●**7** ※地下街や映画館・劇場など多くの人が集まる場所で火災にあったときには、パニックにならず落ち着いて行動しましょう。係員の誘導や指示に従って避難してください。

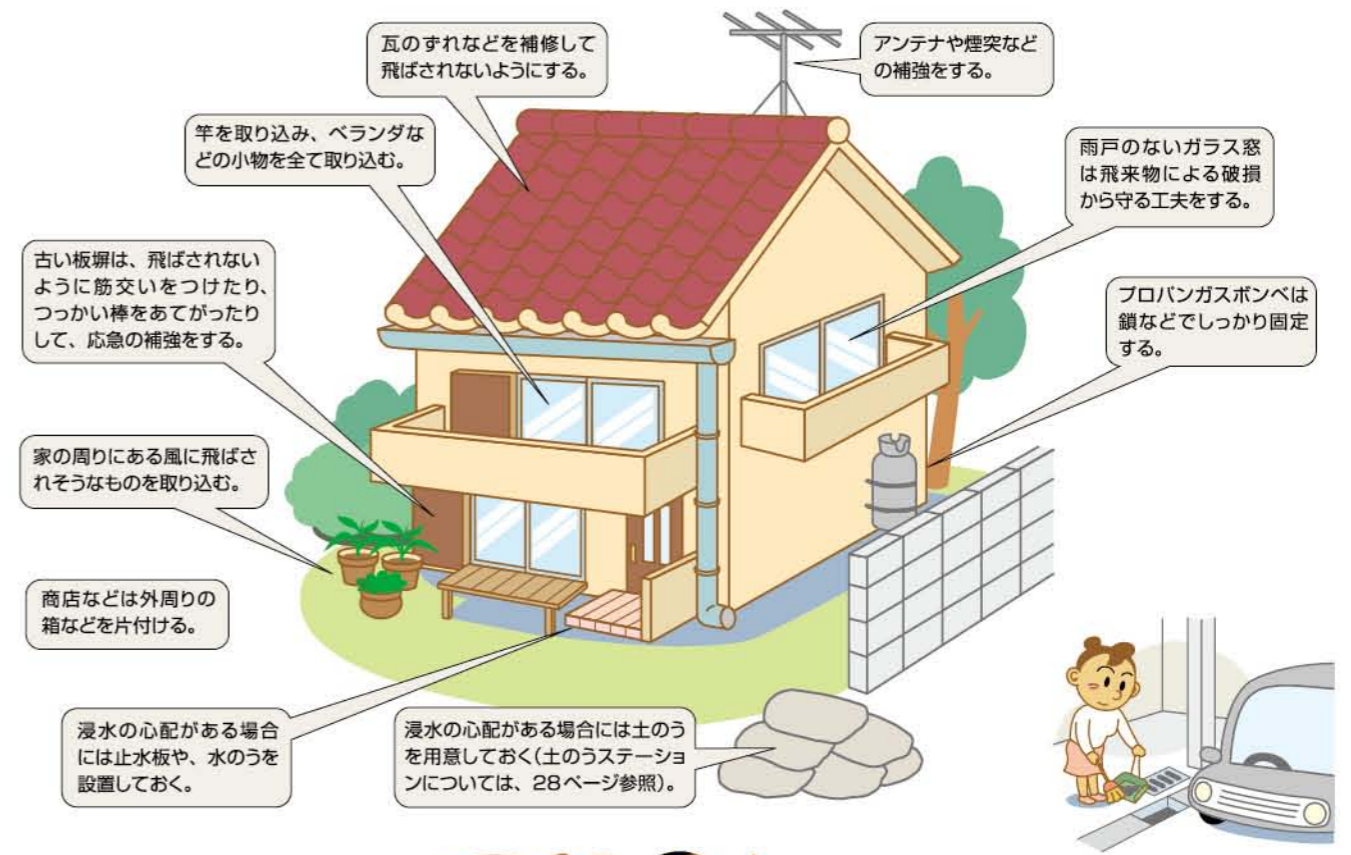
風水害対策

近年、台風や集中豪雨のため、洪水やけ崩れなどの被害が全国各地で発生しています。首都圏地域では、市街化が進むにつれ、雨水を貯えていた田畑や森林が大幅に減少しました。あわせて、道路の舗装や排水路整備が進み、雨水が一気に河川に流れ込む危険があります。また、ヒートアイランド現象が原因とされる集中豪雨が、近年頻繁に起こっています。

風水害は事前の準備しだいで、被害を最小限に抑えることができます。一人ひとりが正しい知識を持ち、普段の備えと災害時に冷静に行動できる力を身につけておくことが大切です。

風水害の備え

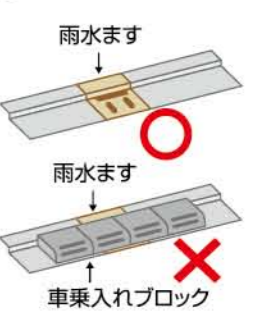
台風や集中豪雨はある程度予測できる災害です。情報を入手し、しっかりした準備をしておきましょう。



- 避難場所の位置や避難経路を確認しておく。
- 懐中電灯や携帯ラジオ及び予備の電池などを準備する。
- 生活用水を貯めおきする。(飲料水は一人一日3Lが目安)
- 非常持ち出し品を準備する。(地震対策としても普段からの準備が大切です)
- 浸水の危険がある場合には、大切な家財道具は2階や高い安全な場所に移動する。



●**「雨水ます」の清掃**
ますの取水口が落ち葉やごみで詰まると、道路冠水や浸水の原因になります。雨水ますの周りがごみで汚れていたら、清掃にご協力をお願いします。



止水板等設置費補助金について
浸水被害の軽減のため、止水板等を設置する方に設置費用の一部を補助します
詳しくは担当窓口までお問い合わせください。 問合せ先 新座市道路管理課 電話 048-477-4596

風水害時の警戒レベル

市は、気象庁の防災気象情報や市内の被害状況に応じて、市民のみなさまの避難が必要と判断した場合に、避難情報を発令します。

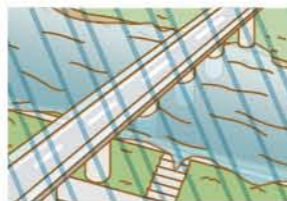
避難情報が発令されたら、安全な場所へ避難しましょう。

警戒レベル	防災気象情報 発信元：気象庁	避難情報 発令元：市	とるべき行動
5	氾濫特別警報 大雨特別警報 土砂災害特別警報	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保
~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~~			
4	氾濫危険警報 大雨危険警報 土砂災害危険警報	避難指示	危険な場所から 全員避難
3	氾濫警報 大雨警報 土砂災害警報	高齢者等避難	避難の準備・避難に時間を 要する人は早めに避難
2	氾濫注意報 大雨注意報 土砂災害注意報	—	自らの避難行動を確認
1	早期注意情報	—	災害への心構えを高める

### 風水害時に気をつけること

#### ●危険な場所に近づかない

河川の様子を見ることは大変危険です。県のホームページの、定点カメラで河川の様子をリアルタイムで閲覧することができます。



#### ●避難時の注意点

浸水の深さが高くなる前に早めに避難しましょう。浸水で足元が見えづらい時は、棒を杖代わりにして避難しましょう。また、動きやすい運動靴を履いて避難してください。長靴は水が入ると重くなり動きづらくなるので危険です。



#### ●垂直避難について

万が一、道路がひざ上まで浸水しているなど、安全な場所まで移動できない状況に陥った時は、滞在している建物の中でなるべく高い場所に避難しましょう。

#### ●情報収集と自主避難

テレビやラジオで気象・災害・避難に関する情報を入手しましょう。周囲の指示がなくても危険を感じた場合は自主避難を心がけましょう。

#### ●地下空間の危険性

地下室や地下鉄に乗車していると外の様子がわかりません。気象情報等に注意しましょう。また、浸水すると停電するおそれがあり、エレベーターなどで閉じ込められる可能性もあります。



#### ●(地下空間にいる場合) 階段やドアの使用

地上が冠水すると、換気口や採光窓など、思わぬところから水が入ってきます。また流れ落ちる水の勢いで階段やドアが使えないおそれがあります。

### 避難情報等の入手

各機関が発表する情報は、テレビ・ラジオのほか、インターネット上でも入手することができますので、ホームページから積極的に情報を入手しましょう。

#### 河川水位、雨量、河川監視カメラ、気象庁ホームページ等の確認

市ホームページ[緊急時(災害時)の情報取得について]

<https://www.city.niiza.lg.jp/site/bousai/jouhousyutoku.html>



#### 避難情報の入手方法

##### ●防災行政無線

放送内容の確認 フリーダイヤル 0120-862-399

##### ●緊急速報メール(エリアメール)

##### ●テレビ(データ放送)

##### ●市ホームページ、SNS(LINE、X(旧Twitter)、facebook)

##### ●埼玉県防災情報メール(事前登録が必要です)

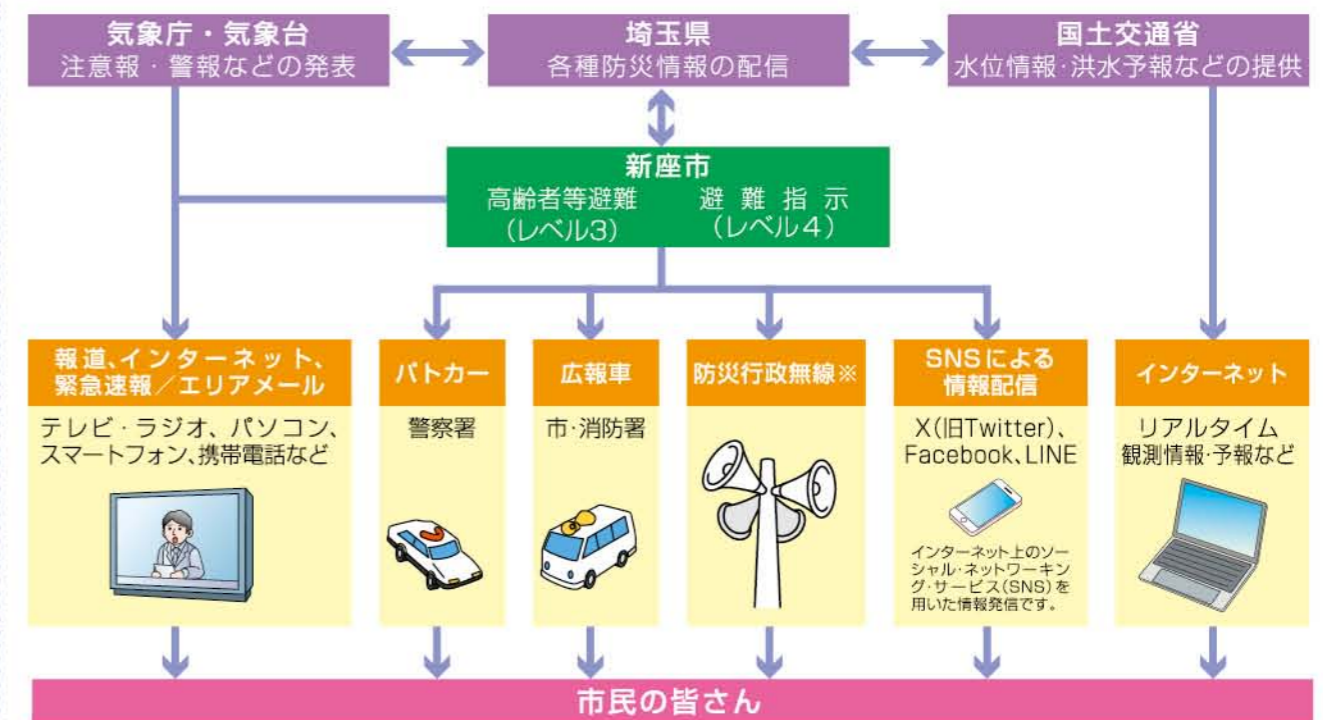
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0402/903-20091202-28.html>

##### ●避難所開設・混雑状況確認[VACAN]

<https://vacan.com/area/niiza-city-evacuation/evacuation-center/12>



#### 避難情報の伝達系統



ハローにいざ99

※防災行政無線の放送内容は、フリーダイヤル(0120-862-399)で確認できます。

# その他の風水害の種類と対策

風水害には、洪水・都市型水害(内水氾濫)・土砂災害等の様々な災害を引き起こす危険があります。それぞれの風水害の仕組みを理解し、適切な防災対策を行うことが重要です。本誌27ページから、ハザードマップも併せて御確認ください。

## 洪水

大雨などを原因として、河川の流量が増加し、堤防の決壊や河川の水が堤防を越えたりすることにより起こる氾濫を洪水と呼んでいます。

新座市は、大雨により大きな被害を及ぼすと考えられる荒川、柳瀬川及び黒目川が増水して洪水が発生することが想定されます。このため、堤防が決壊し、又は越水する可能性も考えられます。新座市では、河川の氾濫を予測した浸水範囲と深さを表記した「新座市洪水・土砂災害ハザードマップ」を作成しています。お住まいの地域が浸水想定区域に含まれているか、どの程度の深さまで浸水が想定されているのかを平時から確認し、災害発生に備えることが重要です。



## 都市型水害(内水氾濫)

都市部では、地下に浸透していた雨のほとんどが下水道に流れ込み、下水道施設の処理能力を超えて道路冠水や住宅への浸水被害が発生するという「都市型水害」が発生しています。

都市部での集中豪雨は私たちの想像以上に大きな被害をもたらす場合があるので、十分な注意が必要です。「新座市内水ハザードマップ」で想定される浸水深を確認しましょう。

- マンホールの異常を発見したら  
大雨によりマンホールのふたが外れることがあります。危険ですから近寄らないでください。発見したときは、市役所へご連絡ください。
- マンホールのふたを開けないでください  
雨水を排出しようとして汚水ますの蓋を開けてはいけません。雨水が汚水管に浸入すると下水道が使えなくなり、トイレ等の家庭の排水が流せなくなるおそれがあります。
- 地下施設への浸水が増えています  
道路が冠水すると、水は一気に流れ込む危険があります。流れ込む水圧でドアが開かなくなることがあります。地下街等にいると外の様子がわからないので注意しましょう。

## 風水害後のあと始末

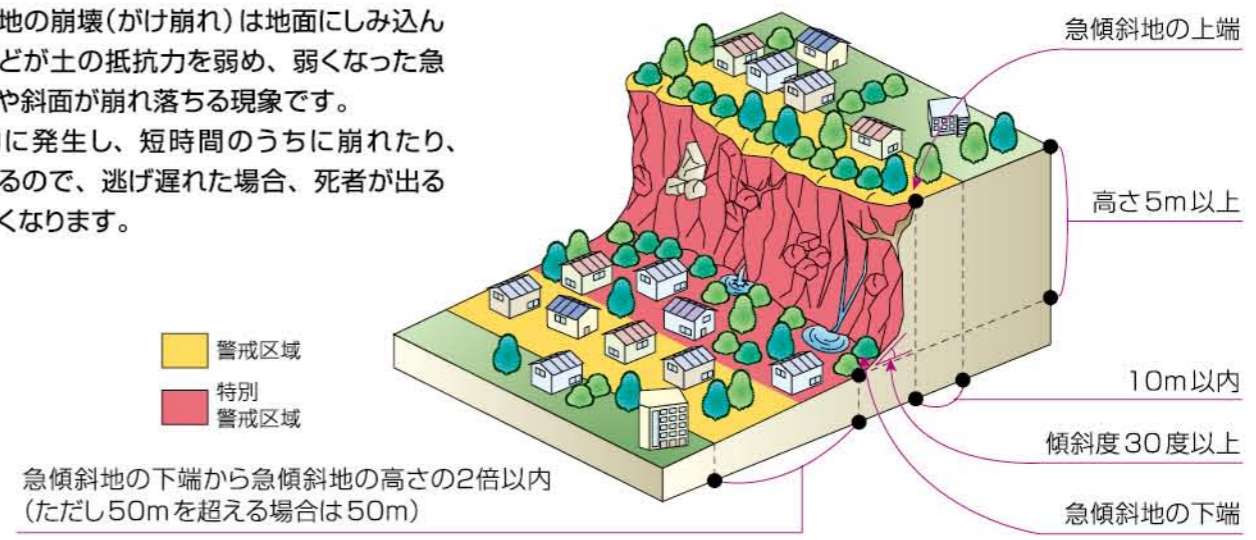
- 断線した電線はないか確認。あれば、直ちに電力会社に通報しましょう。(裏表紙参照)
- 切れた電線に近づかないように注意してください。
- 屋根瓦やアンテナなどが破損している場合など、落下の危険があるものは、除去や補修を行いましょう。
- ガスや石油など危険物の漏れ出しがあれば、周囲の人に危険を知らせ、ガス会社や消防署に通報してください。
- 浸水の後は消毒を行いましょう。特に床上浸水の場合は、畳や家具などの日光消毒も十分に行いましょう。



# 土砂災害(がけ崩れ)

急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)は地面にしみ込んだ雨水などが土の抵抗力を弱め、弱くなった急ながけ地や斜面が崩れ落ちる現象です。

突発的に発生し、短時間のうちに崩れたり、落石があるので、逃げ遅れた場合、死者が出る割合が高くなります。



## ●土砂災害防止法による区域の指定

土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)は、土砂災害から国民の命を守るため、土砂災害のおそれのある区域を指定し、危険の周知・警戒避難体制の整備を進めています。市内の警戒区域は本誌32ページ以降の防災マップに示してあります。

### 土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

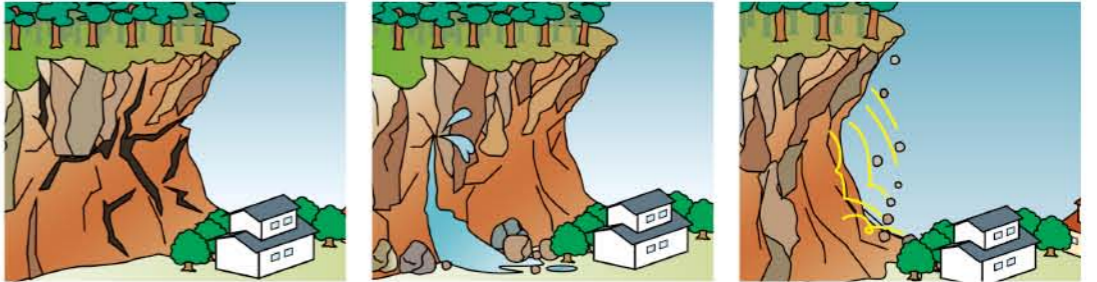
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められた区域です。指定されると、地域防災計画に基づいて土砂災害に関する危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

### 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

土砂災害警戒区域のうち、著しい危害が生じるおそれがあると認められた区域です。指定されると、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等の措置が講じられます。

## ●急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)の前兆現象

身のまわりで次のような現象が発生したら、すぐに近所の人や市役所に連絡し、安全な場所に避難しましょう。



- 斜面にはらみが見られる
- 斜面に亀裂ができる
- 普段澄んでいる湧き水に濁りや急傾斜地に水の噴き出しがみられる
- 湧き水の急激な増加あるいは減少・枯渇が認められる
- 斜面から小石がばらばらと落ち出す
- 斜面から異常な音、山鳴り、地鳴りが聞こえる

# 地域防災対策

大規模災害時には、消防署をはじめ市や県などの防災機関の活動が遅れたり、阻害されたりすることがあります。このため平時から、「自らの命は自らが守る」という自助の考えが大切です。

また、初期消火、被災者の救護、避難誘導などを行う自主防災組織の共助が重要な役割を担うことになります。日頃から近隣との交流を深め、地域全体で防災に取り組むことが大切です。

## 防災市民組織「自主防災会」

「自主防災会」は、地域住民が自発的に防災活動を行う組織です。新座市では全ての町内会に「自主防災会」が結成されています。全市民が地域の自主防災会に積極的に参加することが望まれます。防災訓練は、消防署や消防団による指導のもと、自主防災会の自主的な計画及び運営により行われています。

## 「自主防災会」の活動内容の例

班構成	平常時	災害時
本部(総務班)	防災知識の普及・啓発 会の庶務及び経理	市災害対策本部との連絡 防災機関との連絡 各班の役割調整 活動方針の企画
情報班	防災関連情報の収集・記録	災害状況の把握・伝達 防災機関等との緊急連絡
消火班	消火訓練の実施	消火体制の緊急確立 近隣事業所との連携 消防機関への協力
救援救護班	救援救護訓練の実施 診療所・医療機関との協議 地区内の避難行動要支援者の把握	要救出者等の把握 応急救援救護活動 医療機関等への搬送
避難誘導班	避難場所・避難経路の確認 避難誘導訓練の実施	避難経路の安全確認 避難誘導 医療機関等における混乱防止
給食給水班	地元商店等との協議	給食物資等の調達と配分 炊き出し



## 地域で災害を乗り越えるために

高齢や障がい、妊娠などを理由に災害時に自ら避難することが困難な方や、言葉が不自由で不慣れな外国人や乳幼児など(要配慮者)が、被害を受けることが多くあります。

地域が一体となって災害を乗り越えるには、日頃から交流を図り、地域全体で防災に取り組むことが大切です。

### 要配慮者の立場になって防災環境を点検する

- 避難経路は車椅子で通れるか、放置自転車などの障害物はないか。
- 聴覚・視覚障がい者への警報や避難指示の伝達手段はあるか。
- 外国人向けの掲示や広報手段があるか。



### 心のケアも忘れない

- 災害時の混乱や被害が大きいくほど、誰もが殺伐とした気持ちになりがちです。そんな非常時にこそお互いへの温かい思いやりや助け合いが必要です。



### 避難する場合はしっかり誘導する

- 高齢者や乳幼児など、手をつなぐ、背負うなどによりしっかり援助しましょう。
- 言葉が通じない外国人には、声をかけ、身振り手振りを交えて誘導します。
- 障がい者などは地域で具体的な救援体制を定めておくことが重要です。一人に対して複数の住民による支援が必要です。
- 日頃から近隣の方と顔の見える関係を構築し、コミュニケーションを図っておくことが重要です。



### 復旧活動にも参加してもらう

- 高齢者や子どもたちにも被災後の復旧活動に参加してもらいましょう。何もしないことがストレスや体調を崩す原因になることがあります。
- 誰もが災害発生時の初期消火や応急手当などができるよう、日頃から防災訓練を実施することが有効です。



# 高齢者・障がい者の方向け防災対策

災害が発生した場合、在宅で寝たきりの方や施設利用の高齢者、障がい者などの災害時に自ら避難することが困難な「避難行動要支援者」が被害を受けることが多々あります。妊産婦や乳幼児、外国人なども含めた「要配慮者」の方についても、災害へ備えておくことが重要です。

## ヘルプカード・ヘルプマーク

### ●ヘルプカード

高齢者や障がいがある方などが、自分から支援を求めることが困難な時に、必要な支援や配慮を周囲の人に伝えるためのカードです。普段から財布等に入れて持ち歩きましょう。

- 【配布場所】 ●障がい者福祉課 ●長寿はつらつ課 ●介護保険課  
 ●危機管理室 ●福祉の里 ●老人福祉センター ●第二老人福祉センター  
 ●各高齢者相談センター ●各高齢者いきいき広場 ●市ホームページ



ヘルプカード

### ●ヘルプマーク

外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が、自分から支援を求めることが困難な時に、必要な支援や配慮を周囲の人に伝えるためのマークです。普段から鞆などにつけて持ち歩きましょう。

- 【配布場所】 ●障がい者福祉課 ●福祉の里 ●保健センター



ヘルプマーク

## 避難行動要支援者制度

以下の要件に該当する方のうち、あらかじめ町内会などに個人情報を提供することに同意する方は、市役所に申し出ることにより、支援者を登録し、災害時における避難支援体制を整備する制度です。ただし、災害時の支援を確約するものではなく、災害の状況によっては支援できないこともあります。

制度全般の問合せは危機管理室(048-477-2502)へ、登録を希望する方で、要介護高齢者の方は長寿はつらつ課(048-424-9611)又は介護保険課(048-477-6892)へ、障がい・認知症高齢者の方は介護保険課(048-477-6892)へ、障がい者及び難病者の方は障がい者福祉課(048-477-6891)へ申し出てください。

対象	要件
要介護高齢者	75歳以上の者のみの世帯かつ要介護1以上の者
障がい・認知症高齢者	① 障がい高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)がA1、A2、B1、B2、C1又はC2の者 ② 認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa、Ⅱb、Ⅲa、Ⅲb、Ⅳ又はMの者 ③ 認定調査項目「視力」が「3.目の前に置いた視力確認表の図が見える」以上の者 ④ 認定調査項目「聴力」が「1.普通」以外の者
障がい者	① 身体障がい者手帳の交付を受けている者で、等級が1級又は2級の者 ② 療育手帳の交付を受けている者で、④又はAに該当する者 ③ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者で、等級が1級の者
難病者	① 障害者総合支援法による支援を受けている難病者 ② 障がい児通所支援施設に通所している難病児

## 事前に備えておくこと(例)

- 障がい者手帳の写し
- お薬手帳(処方箋の明細)
- 補助具の定期点検
- 消耗品の予備(ストマ装具等)
- 意思表示に必要な道具  
(SOSカードを障がい者福祉課で配布しています)
- 必要な医療材料の準備  
(例：人工呼吸器・酸素供給装置等の医療器材を利用している方は、吸引チューブ、滅菌ガーゼ等)
- 介護保険・被保険者証の写し
- 医療機関リスト
- 予備バッテリーの充電
- 筆記用具・メモ帳

※リストは一例です。リストにない物品でも、必要な器具の予備等を用意しましょう。  
※普段服用している薬を必ず持って避難できるように非常持ち出し品を準備しましょう。

# 女性向け防災対策

生理用品や目隠しケープといった、女性の衛生やプライバシーに関する物品を備蓄しましょう。  
これらは災害時には手に入りにくくなるほか、個々人によって最適な物品が異なることから、自分に合ったものを事前に用意する必要があります。

## 衛生・防犯対策(例)

### ●衛生用品

避難所の衛生環境は決してよくないほか、物資やライフラインが十分でない可能性があります。日頃利用している衛生用品を備蓄しましょう。

- 体ふき用ウェットシート・水のいらない石鹸
- 生理用品
- メイク落とし・保湿クリーム

### ●防犯用品

集団で避難生活を送る場合、性被害防止等の防犯対策をする必要があります。また、目隠し用ケープを活用し、着替えやトイレ時のプライバシーを守りましょう。

- 防犯ブザー・ホイッスル
- 目隠しケープ

## 妊産婦の防災対策(例)

万が一に備え、かかりつけ医の診察券や母子手帳、保険証を持って避難しましょう。また、避難生活の食事はインスタント食品が多く、栄養が偏ります。栄養補助食品やサプリメントを活用し、母子の健康を守りましょう。

- 栄養補助食品・サプリメント
- 診察券
- 母子手帳
- 保険証

## 女性のための防災BOOK

女性に特化した防災対策や備蓄について記載した「女性のための防災BOOK」をホームページ及び危機管理室窓口にて公開しています。

女性の防災対策に関するより詳しい内容は右の二次元コードから「女性のための防災BOOK」を御確認ください。



女性のための防災BOOK (PDF)

# 赤ちゃん 防災対策

災害が発生した時には、赤ちゃんを連れて安全な場所まで避難しなくてはなりません。  
日頃から家族の命を守るための心構えをし、持ち出し品を準備しておくなど災害に備えましょう。

## 赤ちゃんとの防災

赤ちゃんは普段と違う環境で不安な気持ちになってしまいます。お気に入りのおもちゃや好きなものを与えてあげましょう。また、ストレスから夜泣きやわがままな行動をとってしまうことがあるかもしれません。極力、怒らないようにしましょう。  
避難生活が長引くと、赤ちゃんだけでなく、パパ・ママも疲れてきます。抱え込まずに信頼できる人や避難所のスタッフなど周りとのコミュニケーションをとりましょう。  
日頃から地域の方と顔の見える関係を作っておくと、いざという時に安心です。



子ども・赤ちゃんとの防災 (教えて!ドクターHP) <https://oshiete-dr.net/column/bousai/>

## 赤ちゃん用アイテム(例)

- おむつ
- おしりふき
- ティッシュ・ウェットティッシュ
- 授乳用ケープ・ミルクセット
- 離乳食・ベビーフード
- おやつ
- 使い捨て哺乳瓶
- 食器・スプーン・フォーク
- 抱っこひも
- おもちゃ・絵本
- 保険証・母子手帳 など

# ペット 防災対策

平時から同行避難に必要な備品等を用意しておきましょう。  
また、ペットの安全と健康を守るとともに、避難所でのトラブルを避けるため、普段からしつけや健康管理をしておくことが大切です。

## ペットの同行避難 事前準備チェックリスト(例)

- ケージやキャリーバックなどペットを避難させる用品を用意しましたか
- ペットに必要な予防接種を受けさせるなど健康管理をしましたか
- ペットに迷子札を付けましたか
- 無駄吠えをさせない等のしつけをしましたか
- 避難所におけるペットの飼育ルールを確認しましたか



避難所のルールはこちら



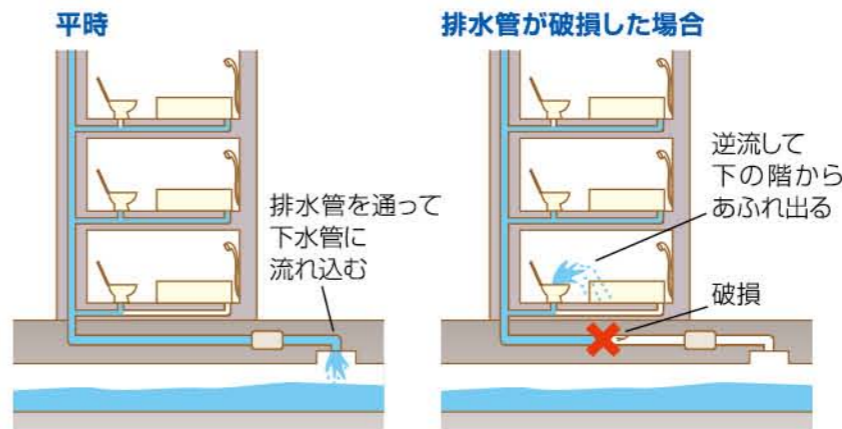
## ペット備品チェックリスト(例)

- 療法食・薬
- リード(伸縮しないもの)
- おもちゃ
- 飼い主やペットの情報(連絡先・ワクチン接種状況・既往症・かかりつけ動物病院など)
- 5日分以上のフード・水
- 首輪(ハーネスを推奨)
- タオル
- ケージ、キャリーバック
- ペットの写真
- 食器
- トイレ用品

# 集合住宅 防災対策

近年、集合住宅が増加傾向にある中で、集合住宅特有の問題に対して、対策を講じる必要があります。高層の集合住宅では長周期地震動の危険性もあります。  
集合住宅の居住者や管理者はもちろん、今後、集合住宅の建設を検討している企業の方についても、問題を認識し、準備しておくことが大切です。

## 集合住宅におけるトイレの災害対応



災害によって、排水管が破損するとトイレを使った際に、1階など下層階で汚水が逆流し、あふれ出ることがあります。  
上階にお住まいの方は排水管の異常に気がつくため、配管の安全確認が終わるまではトイレの水を流さないようにするなど、住民同士でルールを決めておくことが大切です。

## 携帯トイレの使い方

設備業者による配管の安全確認が済むまでは、便器にビニール袋をかけ、その上から携帯トイレを使うと、水を使わずにトイレを済ませることができます。  
また、携帯トイレに付属している薬剤は、臭いや液体が漏れる心配をなくし、可燃ごみとして廃棄することが可能です。  
携帯トイレの備蓄数は、1人あたり1日5回と想定し一週間分を用意するようにしましょう。

- 1 便器にポリ袋をかぶせた後にその上から排泄袋(便器の代わり)を設置します。
- 2 用を足し、汚物を固めます。凝固剤はシートで排泄物を吸収するタイプと錠剤や粉末状のタイプなどがあります。
- 3 排泄袋のみを取り出し、空気を抜いて口を強くしばります。
- 4 密閉できる容器でごみの収集まで保管します。ふた付きのゴミバケツに捨てて、市町村のごみ収集にしがたって処理をしてください。



## 集合住宅特有の災害とその対策について

集合住宅、とくに日常生活においてエレベーターの利用が欠かせない高層マンションなどでは、共有設備が被害を受けると復旧までに時間がかかり、被災生活が長引きます。また、1階から上階への移動が大変なため、結果として厳しい避難生活を送る「高層難民」となってしまうケースも考えられます。日頃から避難生活を想定した準備を進めておきましょう。

### エレベーターの地震対策

#### エレベーターに乗っているとき

直ちに各階のボタンを全て押し、停止した階で降ります。

停電などで閉じ込められた場合は、非常ボタンを押し続け、非常電話で助けを求めます。

エレベーターが止まっていなくても余震で止まる場合があります。災害時には使わないようにしましょう。



●エレベータ内の非常電話は、管理人室や管理会社につながるようになっていますが、その設定は建物や機種ごとに異なります。どこにつながる設定になっているのか、確認しておきましょう。また、無人の管理人室などにつながった場合は、携帯電話などで、そのエレベーターの管理会社に連絡をとり、閉じ込められていることを伝えましょう。管理会社の電話番号は、開閉ボタンやドアの周囲に表記されていることが多いです。



#### エレベーター内に閉じ込められたら

エレベーター内に閉じ込められたら、非常ボタンや非常電話で助けを求め、落ち着いて静かに救助を待ちましょう。ドアを無理矢理こじ開けたり、天井から脱出しようとするのは危険なので、絶対にやらないください。近年に設置されたエレベーターは、地震によって停電すると非常用照明が点灯します。また、換気用の吹き出し穴などがあり、閉じ込められても窒息することはありません。

#### エレベーターの閉じ込め対策

##### ●エレベーター内閉じ込め防止装置

地震対策が施されたエレベーターには、エレベーター内閉じ込め防止装置が設置されています。防止装置には、地震の初期微動を感知すると本震が到着する前に最寄り階に停止してドアを開く機能や、停電によって階と階との間に停止した場合に、バッテリー電源によりエレベーターのかごを最寄り階まで低速運転してドアを開く機能などがあります。

##### ●エレベーター内備蓄ボックス

エレベーター内備蓄ボックスには、防災・備蓄用品を収納します。ボックスには、非常用の飲料水や食糧、トイレキット、ライトなど、長時間閉じ込められた人がパニックに陥らないような防災グッズを用意しましょう。



#### エレベーターが停止したら

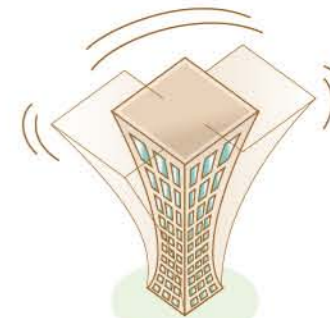
近年に設置されたエレベーターは、地震が軽微な揺れだった場合は、最寄り階に自動停止してから一定時間が経過した後、自動的に通常の運転に復帰します。震度4以上程度の強い揺れを感じて運転を休止した場合は、技術者による点検が済むまでエレベーターは動きません。

## 長周期地震動と高層階の危険性について

「長周期地震動」は、比較的大きな地震の際に発生する、揺れの周期が長い地震動であり、長時間、ゆっくりと大きな揺れが継続するという特徴があります。高層ビルは低い建物に比べ、長周期地震動で揺れやすく、高層階になるほど被害は大きくなり、エレベーターの障害が発生することもあります。また、長周期地震動は、震源から遠くても減衰しにくい特徴もあります。



阪神淡路大震災で被災した集合住宅(神戸市提供)



東日本大震災では、10分以上揺れ続けた高層ビルもありました

### 気象庁 長周期地震動に関する観測情報

気象庁のホームページでは、長周期地震動による高層ビル内(概ね14~15階建以上)での被害の発生可能性等に関する情報「長周期地震動に関する観測情報」を公開しています。長周期地震動による揺れ方は、4つの階級に分類され、震度1以上の地震が観測されてから20分程度で観測情報が発表されます。

#### 階級1

- 室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。驚く人もいる。
- ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。



#### 階級2

- 室内で大きな揺れを感じ、物につかまると感じる。物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。
- キャスター付きの家具類等がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。



#### 階級3

- 立っていることが困難になる。
- キャスター付きの家具類等が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。



#### 階級4

- 立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。
- キャスター付きの家具類等が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。



気象庁が長周期地震動に係る基礎知識や説明動画をホームページに掲載しています。以下のリンク先からご確認ください。



<https://www.data.jma.go.jp/eqev/data/choshuki/index.html>

## 長周期地震動への備え

普段から家具等の転倒、落下の防止対策が非常に重要です。加えて、巨大地震が発生した場合には、超高層建築物の内外で災害が同時発生することが想定され、各自でマンション等の「自主防災組織」などの災害対応組織をあらかじめ確認し、地震発生時の対応や地震の役割を確認しておきましょう。

### 耐震診断・耐震改修等について

建物の倒壊等の被害から居住する方を守るため、市内の昭和56年5月31日以前に着工した建築物を対象に、耐震診断・耐震改修等助成制度を実施しています。

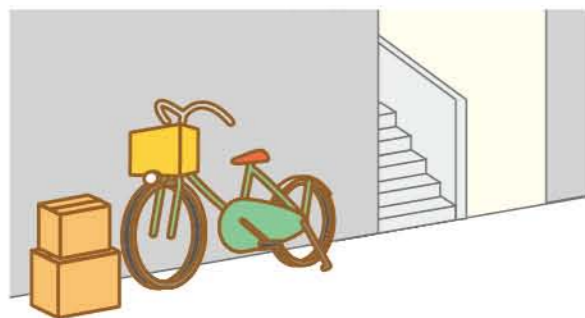
耐震診断の問合せ先 新座市建築審査課 電話048-477-4519

## 安全に避難するために

### 避難経路を確保しましょう

地震が発生した場合、揺れがおさまってから窓や玄関の戸を開け、避難経路の確保をします。また、災害時には隣近所との助け合いが重要です。手分けして同じフロアの人の方を確保するとともに、ドアの損壊により、部屋やエレベーターに閉じ込められている人がいないか確認しましょう。

- いざというときに安全に避難できるよう、通路や非常階段には通行の妨げとなる物を置かないようにしましょう。



- ベランダの避難ハッチや隣戸との隔て板の周囲に、物を置かないようにしましょう。



## ライフラインの停止への備え

電気・ガス・水道・下水道といったライフラインが停止した場合、照明・空調・水道・トイレ・風呂などが使えなくなります。特に高層階では、エレベーターが復旧するまで、移動や物資の運搬を階段に頼らざるを得ません。被災後の日常生活を想定し、普段から水や食料、簡易トイレなどを備蓄しておきましょう。



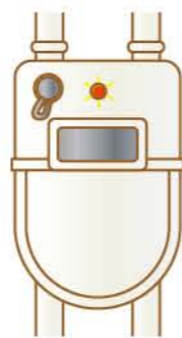
### ●ライフラインの安全が確認されるまで

停電から回復し、通電した際に火災を引き起こす通電火災等を防止するため、電気はブレーカーを落とし、ガスと水道は元栓を閉め、安全が確認されるまで使用を控えます。



### ●ガスのマイコンメーターの復帰方法

ガスが止まって、ガスメーターの赤ランプが点滅した状態でガスもれなどの異常がない場合は、復帰してガスが使えるようになります。復帰作業は、全てのガス器具を止めてから行います。あらかじめマイコンメーターの設置場所を確認しておきましょう。



## 防災設備の再確認

- 消火器の設置場所と使用期限を確認しておきましょう。



- 管理者は、スプリンクラーや避難はしごといった設備も点検しましょう。また、災害時の停電によって、オートロックドアや機械式駐車場が機能なくなるため、作動方法や設備会社の連絡先を確認しておきましょう。



# 新座市の防災対策

新座市は、あらゆる災害に対して対処できるよう様々な制度があります。事前に自宅近くの街角消火器や災害用指定井戸、土のうステーション等の場所を確認しておき、いざという時に活用できるようにしておきましょう。

また、被災者に対する支援制度についても、事前に確認しておきましょう。

## 新座市の備え

### 災害時相互応援協定

大規模な災害が発生したとき、近隣市及び遠隔地の自治体と相互に協力し、被災者の救援などに万全を期するとともに自治体間の応援対策を円滑に遂行するため、市では次の自治体と災害時相互応援協定を締結しています。

朝霞市、志木市、和光市／所沢市、東京都東久留米市、東京都清瀬市、東京都東村山市／栃木県那須塩原市、新潟県十日町市／茨城県日立市、栃木県小山市、愛知県豊川市、愛知県安城市、愛知県西尾市／埼玉県／東京都練馬区／東京都西東京市、埼玉県相互応援(県下全市町村)

また、各種防災関連団体と災害時における応援活動及び情報提供に関する覚書を締結しています。

### 街角消火器設置

火災発生時の初期消火に役立たせるため、市内全域の道路や住宅のブロック塀やフェンス、ゴミ置き場やカーブミラー等に街角消火器が設置されています。身近な設置場所を確認しておきましょう。



### 災害情報発信

防災行政無線、市ホームページ、市公式SNS(LINE、X、フェイスブック)、Lアラート(テレビのデータ放送)、エリアメールで、災害や避難に関する情報を発信します。

災害時には複数の手段を用いて、情報取得に努めてください。  
※防災行政無線の放送が聞き取れなかった場合、フリーダイヤル(0120-862-399)で聞き直すことができます。



詳しくはこちら

### 消防団の活動

消防団は、市役所内の消防団本部、本部分団をはじめ、防災ブロックごとに8分団が配置されています。団員187名(令和7年10月1日現在)が災害に備えています。



### 新座市ハザードマップ

市では、災害発生時に住民が適切な避難行動をとれるよう、避難場所、避難経路等を住民にあらかじめ周知するため、洪水・土砂災害ハザードマップ、内水ハザードマップ、地震ハザードマップを作成しております。日頃から、災害時の避難場所を確認しておきましょう。



ハザードマップや災害リスクの確認はこちら

### 災害用指定井戸

災害が発生し、断水した際は井戸所有者の協力を得て、市内各地の災害用指定井戸が利用できます。  
なお、井戸水は生活用水として利用するためのもので、飲用ではありません。(井戸の位置は本誌32ページ以降の防災マップで示しています)



### 助成制度

防災に関係するものとして、新座市には下記のような助成制度があります。

- 耐震診断・耐震改修助成制度**  
問合せ／建築審査課(048-477-4519)  
昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅の耐震診断、耐震改修及び建て替えを行う方に、費用の一部を助成します。また、分譲マンションへの耐震診断及び耐震改修の助成も行います。
- ブロック塀等撤去・築造工事助成制度**  
問合せ／建築審査課(048-477-4309)  
登録業者に依頼して市内の公共施設や公道等に面する高さが1.2mを超えるブロック塀等の撤去に関する工事を行う方に、費用の一部を助成します。
- 耐震シェルター・防災ベッド助成制度**  
問合せ／建築審査課(048-477-4519)  
65歳以上の方、障がいのある方などが同居する住宅で、耐震シェルター・防災ベッドを設置する方に、費用の一部を助成します。
- 被災住宅復旧修繕補助制度**  
問合せ／建築審査課(048-477-4519)  
自然災害により浸水被害を受けた個人住宅の復旧修繕工事を行う方に、費用の一部を補助する制度を実施しています。
- 止水板等設置費補助金**  
問合せ／道路管理課(048-477-4596)  
浸水被害の軽減のため、止水板等を設置する方に設置費用の一部を補助します。

### 防災備蓄倉庫及び備蓄品の整備

非常食や毛布、簡易トイレなどを備えた防災倉庫を指定緊急避難場所及び指定避難所等に設置し、それらを災害時に使用できるよう定期的に点検を行っています。  
また、新座市で備蓄するには保管スペースに限りがあるため、自助として予め各家庭で備蓄しておくことが重要です。それぞれの家庭の状況に合わせて必要なものの備蓄をお願いします。



[市の備蓄状況]  
新座市内46か所の合計の防災備蓄状況をお示ししています。  
<https://www.city.niiza.lg.jp/site/bousai/zentai-bichiku.html>



### 土のうステーション

市では以下5か所に土のうステーションを設置しております。大雨の際には自由に土のうを使用してください。使用後は、各自で処分してください。

- [設置場所]
- 大和田分署 ●新座消防署 ●下東公園
  - 野寺四丁目児童遊園
  - 石神四丁目7番地(東久留米志木線の歩道の上)



[土のうステーション一覧]  
<https://www.city.niiza.lg.jp/site/bousai/donou-station.html>



### 被災者に対する支援制度

東日本大震災や熊本地震といった大災害に被災したあと、「生活費」「ローン返済」「賃貸借トラブル」「公共料金や保険料の支払い」などの問題が発生することも想定されます。  
これらに備えるため、被災後の支援制度を知っておくことが大切です。

#### 支援制度の手続の前に・・・

制度の運用を受けるには、書類の提出や、被害の程度の確認・記録等が求められる場合があります。以下の点について、できるだけ早めのご対応をお勧めします。

- 被害の状況を記録する**  
罹災証明書・罹災届出証明書の交付申請や各種損害保険等への保険金請求などに必要です。水害の場合、どこまで浸水をしたかがわかる箇所、台風や地震の場合、壊れた箇所等をカメラや携帯電話で撮影しておきましょう。
- 罹災証明書・罹災届出証明書の交付申請を行う**  
住家が被災されたことを証明する「罹災証明書」は各種被災者支援の申請に必要なになります。大規模災害の場合、発行までに1ヶ月以上かかる場合もありますので、早めの手続をお勧めします。

### 罹災証明書

災害対策基本法に基づき、防風、豪雨、地震等自然災害による住家(実際に居住のために使用している建物)の被害があり、被災した方からの申請があった場合に、被害の程度を認定し、発行するものです。罹災証明書は、各種被災者支援の申請に必要となる場合があります。

問合せ／危機管理室(048-477-2502)

### 災害弔慰金・災害障がい見舞金

災害により死亡した方のご遺族に対して、「災害弔慰金」が支給されます。また、災害により著しい精神的・身体的障がいを受けた方には「災害障がい見舞金」が支給されます。 ※災害の規模によって対象にならない場合があります。

問合せ／福祉政策課(048-424-4693)

### 税の減免・猶予等

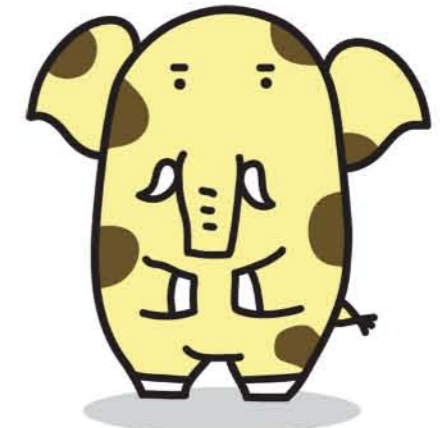
災害等により財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方について、税の減免や徴収を猶予する制度があります。

問合せ／課税課(個人市民税：048-423-9200)  
(固定資産税：048-424-5521)  
納税課(048-477-1852)  
国保年金課(048-424-4867)

埼玉県市町村被災者安心支援制度や住家の応急修理など、その他の被災者支援制度については、以下のページからご確認ください。



<https://www.city.niiza.lg.jp/site/bousai/hisaisyashienseido.html>



新座市イメージキャラクター ゾウキリン

# 新座市 防災マップ

災害はいつ発生するかわかりません。そのようなとき、スムーズな避難が行われるためには、日頃から家族や地域の方々で、避難場所や避難経路について確認しておくことが重要です。

防災マップを活用し、万が一の災害時にどのような避難行動を取るべきか、みんなで話し合しましょう。また、この防災マップに危険箇所、避難行動要支援者の居住地など近隣の情報を書き込み、地域防災活動に活用しましょう。

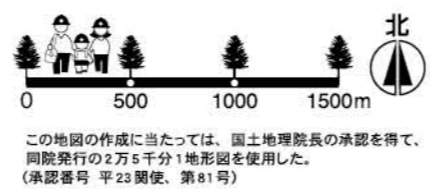
### 防災地区拠点

市域を8つの防災ブロックに分け、それぞれに防災地区拠点を設けています。災害対策本部と連携して、各地区の応急対策の拠点となります。

 防災ブロック

### 避難拠点

市内32か所が指定避難所として、市内41か所が指定緊急避難場所として指定されています。



## 災害種別ごとの避難拠点一覧

### 地震時の避難拠点

防災ブロック	防災地区拠点	避難拠点 場所や避難経路を 確認しておきましょう	指定緊急 避難場所	指定 避難所
第1	○	第四小学校	○	○
		畑中公民館	○	
第2		栄小学校	○	○
		池田小学校	○	○
	○	片山小学校	○	○
		第三中学校	○	○
		中央公民館	○	○
第3	○	第六中学校	○	○
		新座総合技術高校	○	○
		新座高校	○	○
		八石小学校	○	○
		野寺小学校	○	○
第4		石神小学校	○	○
	○	栗原小学校	○	○
		栗原公民館	○	○
		栗原ふれあいの家	○	○
第5		第五中学校	○	○
		西堀小学校	○	○
		新堀小学校	○	○
第6		西堀・新堀コミュニティセンター	○	○
		市民総合体育館	○	○

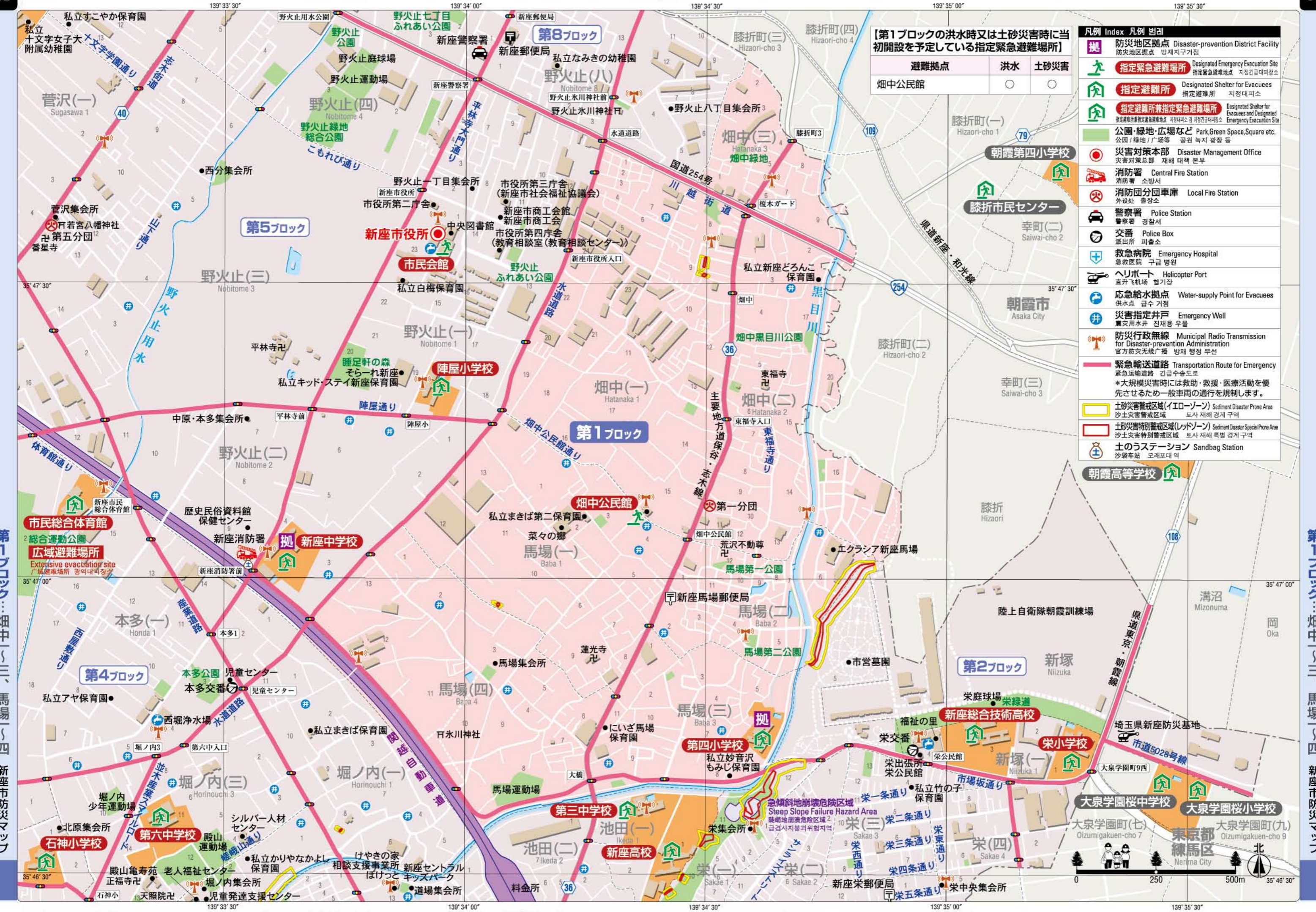
防災ブロック	防災地区拠点	避難拠点 場所や避難経路を 確認しておきましょう	指定緊急 避難場所	指定 避難所
第5		野火止小学校	○	○
		陣屋小学校	○	○
		市民会館	○	○
第6	○	新座中学校	○	○
		十文字学園女子大学	○	○
		新座小学校	○	○
第7		新開小学校	○	○
		大和田公民館	○	○
		大和田小学校	○	○
		第四中学校	○	○
第8		西武台高校	○	○
		新座柳瀬高校	○	○
		跡見学園女子大学	○	○

### 洪水時又は土砂災害時に当初開設を予定している指定緊急避難場所

防災ブロック	区分	避難拠点 場所や避難経路を 確認しておきましょう	洪水	土砂 災害
第1		畑中公民館	○	○
		池田小学校	○	○
第2		片山小学校	○	○
		第六中学校	○	○
第3		八石小学校	○	○
		野寺小学校	○	○
		石神小学校	○	○
第4		栗原小学校	○	○
		栗原公民館	○	○

防災ブロック	区分	避難拠点 場所や避難経路を 確認しておきましょう	洪水	土砂 災害
第5		陣屋小学校	○	○
		市民会館	○	○
第6		新座中学校	○	○
		新開小学校	○	○
第7		大和田小学校	○	○
		跡見学園女子大学	○	○
第8		東北小学校	○	○
		立教新座中学・高校	○	○

- ※ 指定緊急避難場所とは、災害が差し迫った状況又は発災時において、その危険から逃れるために緊急的に避難し、身の安全を確保することができる場所です。
- ※ 指定避難所とは、災害により避難した市民が、その災害の危険性がなくなるまでの期間、滞在する施設です。
- ※ 浸水想定区域内の避難拠点は洪水時に使用しません。同様に、土砂災害警戒区域内の避難拠点は土砂災害時使用しません。浸水想定区域については、「新座市洪水・土砂災害ハザードマップ」を参照してください。
- ※ 栗原ふれあいの家は、住宅密集地にあり、かつ、敷地内に空地が少ないため、大規模火災時は使用しません。
- ※ 大和田小学校は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までは体育館改築工事のため避難場所・避難所として使用できません。



【第1ブロックの洪水時又は土砂災害時に当初開設を予定している指定緊急避難場所】

避難拠点	洪水	土砂災害
畑中公民館	○	○

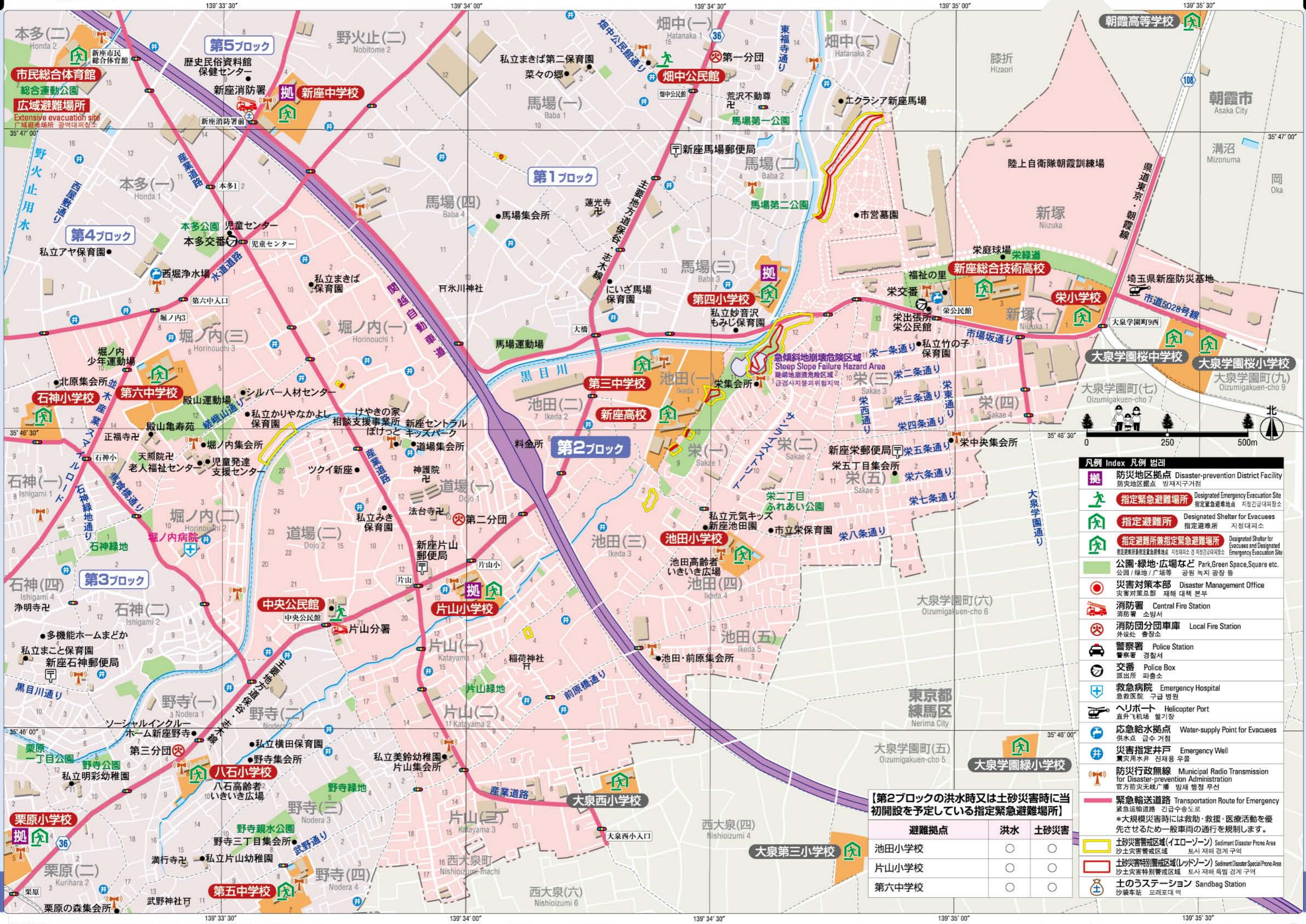
- 凡例 Index 凡例 범례
- 防災地区拠点 Disaster-prevention District Facility 防災地区拠点 방재지구거점
  - 指定緊急避難場所 Designated Emergency Evacuation Site 指定緊急避難장소 지정긴급대피장소
  - 指定避難所 Designated Shelter for Evacuees 指定避難장소 지정대피소
  - 指定避難所兼指定緊急避難場所 Designated Shelter for Evacuees and Designated Emergency Evacuation Site 指定避難장소겸指定긴급대피장소 지정대피소겸 지정긴급대피장소
  - 公園・緑地・広場など Park, Green Space, Square etc. 公園/綠地/廣場 등 공원 녹지 광장 등
  - 災害対策本部 Disaster Management Office 災害対策本部 재해 대책 본부
  - 消防署 Central Fire Station 消防署 소방서
  - 消防団分団車庫 Local Fire Station 外設处 출장소
  - 警察署 Police Station 警察署 경찰서
  - 交番 Police Box 派出所 파출소
  - 救急病院 Emergency Hospital 急救医院 구급 병원
  - ヘリポート Helicopter Port 直升機機場 헬기장
  - 応急給水拠点 Water-supply Point for Evacuees 供水点 급수 거점
  - 災害指定井戸 Emergency Well 震災用水井 진재용 우물
  - 防災行政無線 Municipal Radio Transmission for Disaster-prevention Administration 官方防災無線广播 방재 행정 무선
  - 緊急輸送道路 Transportation Route for Emergency 緊急輸送道路 긴급수송도로
  - 土砂災害警戒区域(イエローゾーン) Sediment Disaster Prone Area 土砂災害警戒区域 토사 재해 경계 구역
  - 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン) Sediment Disaster Special Prone Area 土砂災害特別警戒区域 토사 재해 특별 경계 구역
  - 土のうステーション Sandbag Station 沙袋车站 모래포대역

朝霞高等学校 朝霞市 Asaka City

第1ブロック…畑中一、三、馬場一、四 新座市防災マップ

第1ブロック…畑中一、三、馬場一、四 新座市防災マップ

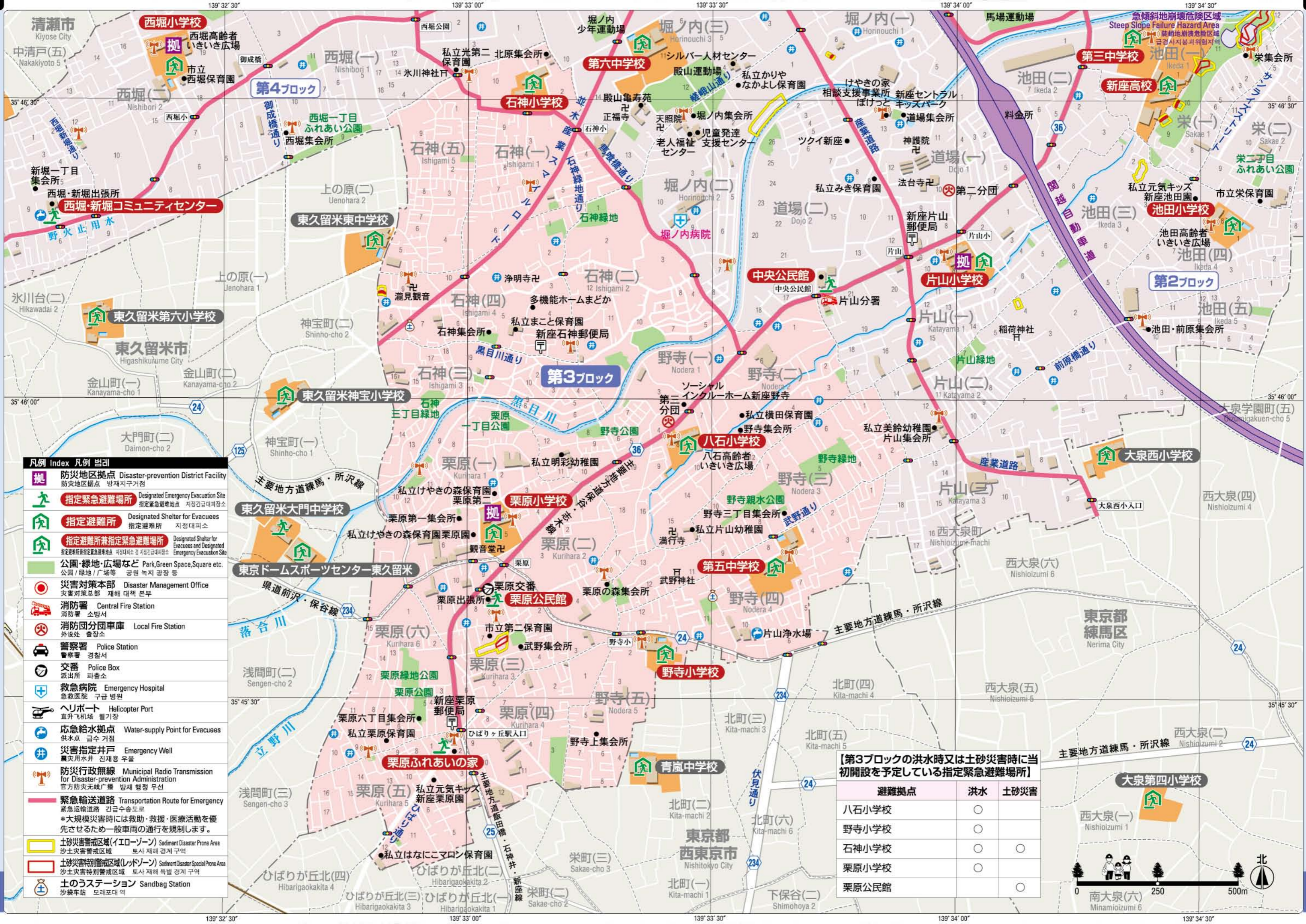
0 250 500m 35° 46' 30"



- 凡例 Index 凡例 凡例
- 防災地区拠点 Disaster-prevention District Facility  
防災地区拠点 방재지구거점
  - 指定緊急避難場所 Designated Emergency Evacuation Site  
指定緊急避難장소 지정긴급대피장소
  - 指定避難所 Designated Shelter for Evacuees  
指定避難장소 지정대피소
  - 指定避難所兼指定緊急避難場所 Designated Shelter for Evacuees and Designated Emergency Evacuation Site  
指定避難장소兼指定緊急避難장소 지정대피소兼 지정긴급대피장소
  - 公園・緑地・広場など Park, Green Space, Square etc.  
공원/綠地/廣場等 공원 녹지 광장 등
  - 災害対策本部 Disaster Management Office  
災害對策本部 재해 대책 본부
  - 消防署 Central Fire Station  
消防署 소방서
  - 消防団分団車庫 Local Fire Station  
外設庫 출장소
  - 警察署 Police Station  
警察署 경찰서
  - 交番 Police Box  
派出所 파출소
  - 救急病院 Emergency Hospital  
急救醫院 구급 병원
  - ヘリポート Helicopter Port  
直升機場 헬기장
  - 応急給水拠点 Water-supply Point for Evacuees  
供水点 급수 거점
  - 災害指定井戸 Emergency Well  
災害用水井 진재용 우물
  - 防災行政無線 Municipal Radio Transmission for Disaster-prevention Administration  
官方防災無線广播 방재 행정 무선
  - 緊急輸送道路 Transportation Route for Emergency  
緊急輸送道路 긴급수송도로  
*大規模災害時には救助・救援・医療活動を優先させるため一般車両の通行を規制します。
  - 土砂災害警戒区域(イエローゾーン) Sediment Disaster Prone Area  
土砂災害警戒区域 토사 재해 경계 구역
  - 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン) Sediment Disaster Special Prone Area  
土砂災害特別警戒区域 토사 재해 특별 경계 구역
  - 土のうステーション Sandbag Station  
沙袋车站 모래포대역

【第2ブロックの洪水時又は土砂災害時に当初開設を予定している指定緊急避難場所】

避難拠点	洪水	土砂災害
池田小学校	○	○
片山小学校	○	○
第六中学校	○	○



- 凡例 Index 凡例 凡例**
- 防災地区拠点** Disaster-prevention District Facility  
防災地区拠点 방재지구거점
  - 指定緊急避難場所** Designated Emergency Evacuation Site  
指定緊急避難장소 지정긴급대피장소
  - 指定避難所** Designated Shelter for Evacuees  
指定避難所 지정대피소
  - 指定避難所兼指定緊急避難場所** Designated Shelter for Evacuees and Designated Emergency Evacuation Site  
指定避難장소겸 지정긴급대피장소 지정대피소겸 지정긴급대피장소
  - 公園・緑地・広場など** Park, Green Space, Square etc.  
公園 / 緑地 / 広장 등 공원 녹지 광장 등
  - 災害対策本部** Disaster Management Office  
災害対策本部 재해 대책 본부
  - 消防署** Central Fire Station  
消防署 소방서
  - 消防団分団車庫** Local Fire Station  
外設处 출장소
  - 警察署** Police Station  
警察署 경찰서
  - 交番** Police Box  
派出所 파출소
  - 救急病院** Emergency Hospital  
急救医院 구급 병원
  - ヘリポート** Helicopter Port  
直升기장 헬기장
  - 応急給水拠点** Water-supply Point for Evacuees  
供水点 급수 거점
  - 災害指定井戸** Emergency Well  
災害指定水井 진재용 우물
  - 防災行政無線** Municipal Radio Transmission for Disaster-prevention Administration  
官方防災无线广播 방재 행정 무선
  - 緊急輸送道路** Transportation Route for Emergency  
紧急运输道路 긴급수송도로  
*大規模災害時には救助・救援・医療活動を優先させるため一般車両の通行を規制します。
  - 土砂災害警戒区域(イエローゾーン)** Sediment Disaster Prone Area  
沙土災害警戒区域 토사 재해 경계 구역
  - 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)** Sediment Disaster Special Prone Area  
沙土災害特别警戒区域 토사 재해 특별 경계 구역
  - 土のうステーション** Sandbag Station  
沙袋车站 모래포대역

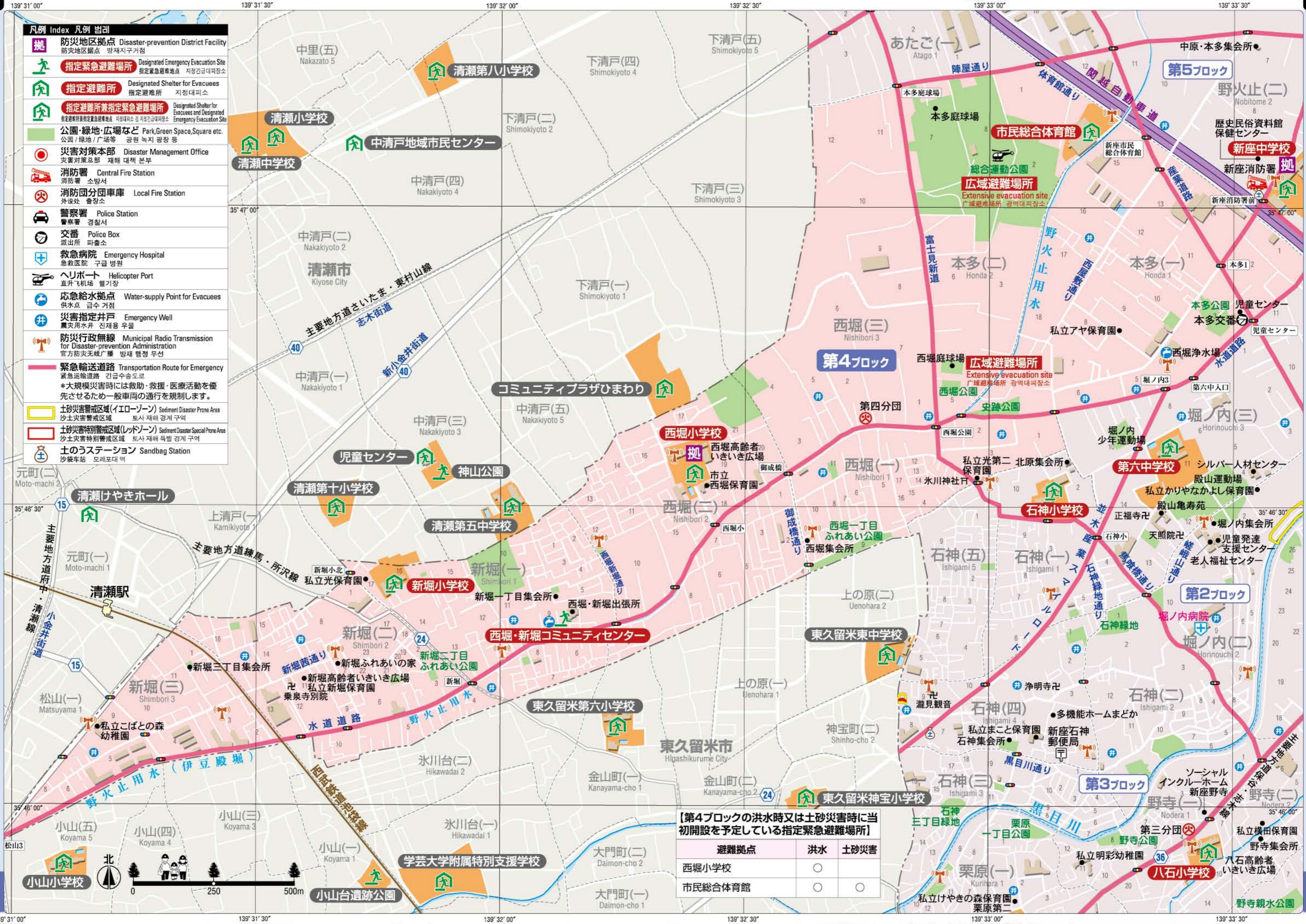
**【第3ブロックの洪水時又は土砂災害時に当初開設を予定している指定緊急避難場所】**

避難拠点	洪水	土砂災害
八石小学校	○	
野寺小学校	○	
石神小学校	○	○
栗原小学校	○	
栗原公民館		○

第3ブロック…石神一〜五、栗原一〜六、野寺一〜五 新座市防災マップ

第3ブロック…石神一〜五、栗原一〜六、野寺一〜五 新座市防災マップ

- 凡例 Index 凡例 凡例**
- 防災地区拠点 Disaster-prevention District Facility  
防災地区拠点 방재지구거점
  - 指定緊急避難場所 Designated Emergency Evacuation Site  
指定緊急避難場所 지정긴급대피장소
  - 指定避難所 Designated Shelter for Evacuees  
指定避難소 지정대피소
  - 指定避難所兼指定緊急避難場所 Designated Shelter for Evacuees and Designated Emergency Evacuation Site  
指定避難소兼指定緊急避難장소 지정대피소 겸 지정긴급대피장소
  - 公園・緑地・広場など Park, Green Space, Square etc.  
公園 / 緑地 / 広場 등 공원 녹지 광장 등
  - 災害対策本部 Disaster Management Office  
災害対策本部 재해 대책 본부
  - 消防署 Central Fire Station  
消防署 소방서
  - 消防団分団車庫 Local Fire Station  
外設处 출장소
  - 警察署 Police Station  
경찰서 경찰서
  - 交番 Police Box  
派出所 파출소
  - 救急病院 Emergency Hospital  
急救医院 구급 병원
  - ヘリポート Helicopter Port  
直升機場 헬기장
  - 応急給水拠点 Water-supply Point for Evacuees  
供水点 급수 거점
  - 災害指定井戸 Emergency Well  
震災用水井 진재용 우물
  - 防災行政無線 Municipal Radio Transmission for Disaster-prevention Administration  
官方防災無線广播 방재 행정 무선
  - 緊急輸送道路 Transportation Route for Emergency  
緊急輸送道路 긴급수송도로  
*大規模災害時には救助・救援・医療活動を優先させるため一般車両の通行を規制します。
  - 土砂災害警戒区域(イエローゾーン) Sediment Disaster Prone Area  
沙土災害警戒区域 토사 재해 경계 구역
  - 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン) Sediment Disaster Special Prone Area  
沙土災害特別警戒区域 토사 재해 특별 경계 구역
  - 土のうステーション Sandbag Station  
沙袋车站 모래포대역



**【第4ブロックの洪水時又は土砂災害時に当初開設を予定している指定緊急避難場所】**

避難拠点	洪水	土砂災害
西堀小学校	○	○
市民総合体育館	○	○

第4ブロック：新堀一、三、西堀一、三、本多一、二  
新座市防災マップ

第4ブロック：新堀一、三、西堀一、三、本多一、二  
新座市防災マップ

*大和田小学校は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までは体育館改築工事のため避難場所・避難所として使用できません。

- 凡例 Index 凡例 凡例**
- 防災地区拠点 Disaster-prevention District Facility  
防災地区拠点 방재지구거점
  - 指定緊急避難場所 Designated Emergency Evacuation Site  
指定緊急避難장소 지정대피장소
  - 指定避難所 Designated Shelter for Evacuees  
指定避難장소 지정대피소
  - 指定避難所兼指定緊急避難場所 Designated Shelter for Evacuees and Designated Emergency Evacuation Site  
指定避難장소兼指定대피장소 지정대피소겸 지정대피장소
  - 公園・緑地・広場など Park, Green Space, Square etc.  
공원 / 緑地 / 広장 등 공원 녹지 광장 등
  - 災害対策本部 Disaster Management Office  
災害対策본부 재해 대책 본부
  - 消防署 Central Fire Station  
消防署 소방서
  - 消防団分団車庫 Local Fire Station  
外設处 출장소
  - 警察署 Police Station  
警察署 경찰서
  - 交番 Police Box  
派出所 피출소
  - 救急病院 Emergency Hospital  
急救병원 구급 병원
  - ヘリポート Helicopter Port  
直升기장 헬기장
  - 応急給水拠点 Water-supply Point for Evacuees  
供水점 급수 거점
  - 災害指定井戸 Emergency Well  
災害用水井 진재용 우물
  - 防災行政無線 Municipal Radio Transmission for Disaster-prevention Administration  
官方防災无线广播 방재 행정 무선
  - 緊急輸送道路 Transportation Route for Emergency  
緊急运输道路 긴급수송도로  
*大規模災害時には救助・救援・医療活動を優先させるため一般車両の通行を規制します。
  - 土砂災害警戒区域(イエローゾーン) Sediment Disaster Prone Area  
沙土灾害警戒区域 토사 재해 경계 구역
  - 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン) Sediment Disaster Special Prone Area  
沙土灾害特别警戒区域 토사 재해 특별 경계 구역
  - 土のうステーション Sandbag Station  
沙袋车站 모래포대역

**【第5ブロックの洪水時又は土砂災害時に当初開設を予定している指定緊急避難場所】**

避難拠点	洪水	土砂災害
陣屋小学校	○	
市民会館	○	
新座中学校	○	

主要地方道さいたま・東村山線

下清戸(四) Nakakiyoto 4

下清戸(一) Shimokiyoto 1

下清戸(三) Shimokiyoto 3

下清戸(二) Shimokiyoto 2

下清戸(四) Shimokiyoto 4

下清戸(五) Shimokiyoto 5

旭が丘(一) Asahigaoka 1

旭が丘(二) Asahigaoka 2

旭が丘(三) Asahigaoka 3

旭が丘(四) Asahigaoka 4

旭が丘(五) Asahigaoka 5

旭が丘(六) Asahigaoka 6

菅沢(一) Sugawara 1

菅沢(二) Sugawara 2

菅沢(三) Nishibori 3

本多(一) Honda 1

本多(二) Honda 2

本多(三) Honda 3

本多(四) Honda 4

本多(五) Honda 5

本多(六) Honda 6

本多(七) Honda 7

本多(八) Honda 8

本多(九) Honda 9

本多(十) Honda 10

本多(十一) Honda 11

本多(十二) Honda 12

本多(十三) Honda 13

本多(十四) Honda 14

本多(十五) Honda 15

本多(十六) Honda 16

本多(十七) Honda 17

本多(十八) Honda 18

本多(十九) Honda 19

本多(二十) Honda 20

本多(二十一) Honda 21

本多(二十二) Honda 22

本多(二十三) Honda 23

本多(二十四) Honda 24

本多(二十五) Honda 25

本多(二十六) Honda 26

本多(二十七) Honda 27

本多(二十八) Honda 28

本多(二十九) Honda 29

本多(三十) Honda 30

本多(三十一) Honda 31

本多(三十二) Honda 32

本多(三十三) Honda 33

本多(三十四) Honda 34

本多(三十五) Honda 35

本多(三十六) Honda 36

本多(三十七) Honda 37

本多(三十八) Honda 38

本多(三十九) Honda 39

本多(四十) Honda 40

本多(四十一) Honda 41

本多(四十二) Honda 42

本多(四十三) Honda 43

本多(四十四) Honda 44

本多(四十五) Honda 45

本多(四十六) Honda 46

本多(四十七) Honda 47

本多(四十八) Honda 48

本多(四十九) Honda 49

本多(五十) Honda 50

本多(五十一) Honda 51

本多(五十二) Honda 52

本多(五十三) Honda 53

本多(五十四) Honda 54

本多(五十五) Honda 55

本多(五十六) Honda 56

本多(五十七) Honda 57

本多(五十八) Honda 58

本多(五十九) Honda 59

本多(六十) Honda 60

本多(六十一) Honda 61

本多(六十二) Honda 62

本多(六十三) Honda 63

本多(六十四) Honda 64

本多(六十五) Honda 65

本多(六十六) Honda 66

本多(六十七) Honda 67

本多(六十八) Honda 68

本多(六十九) Honda 69

本多(七十) Honda 70

本多(七十一) Honda 71

本多(七十二) Honda 72

本多(七十三) Honda 73

本多(七十四) Honda 74

本多(七十五) Honda 75

本多(七十六) Honda 76

本多(七十七) Honda 77

本多(七十八) Honda 78

本多(七十九) Honda 79

本多(八十) Honda 80

本多(八十一) Honda 81

本多(八十二) Honda 82

本多(八十三) Honda 83

本多(八十四) Honda 84

本多(八十五) Honda 85

本多(八十六) Honda 86

本多(八十七) Honda 87

本多(八十八) Honda 88

本多(八十九) Honda 89

本多(九十) Honda 90

本多(九十一) Honda 91

本多(九十二) Honda 92

本多(九十三) Honda 93

本多(九十四) Honda 94

本多(九十五) Honda 95

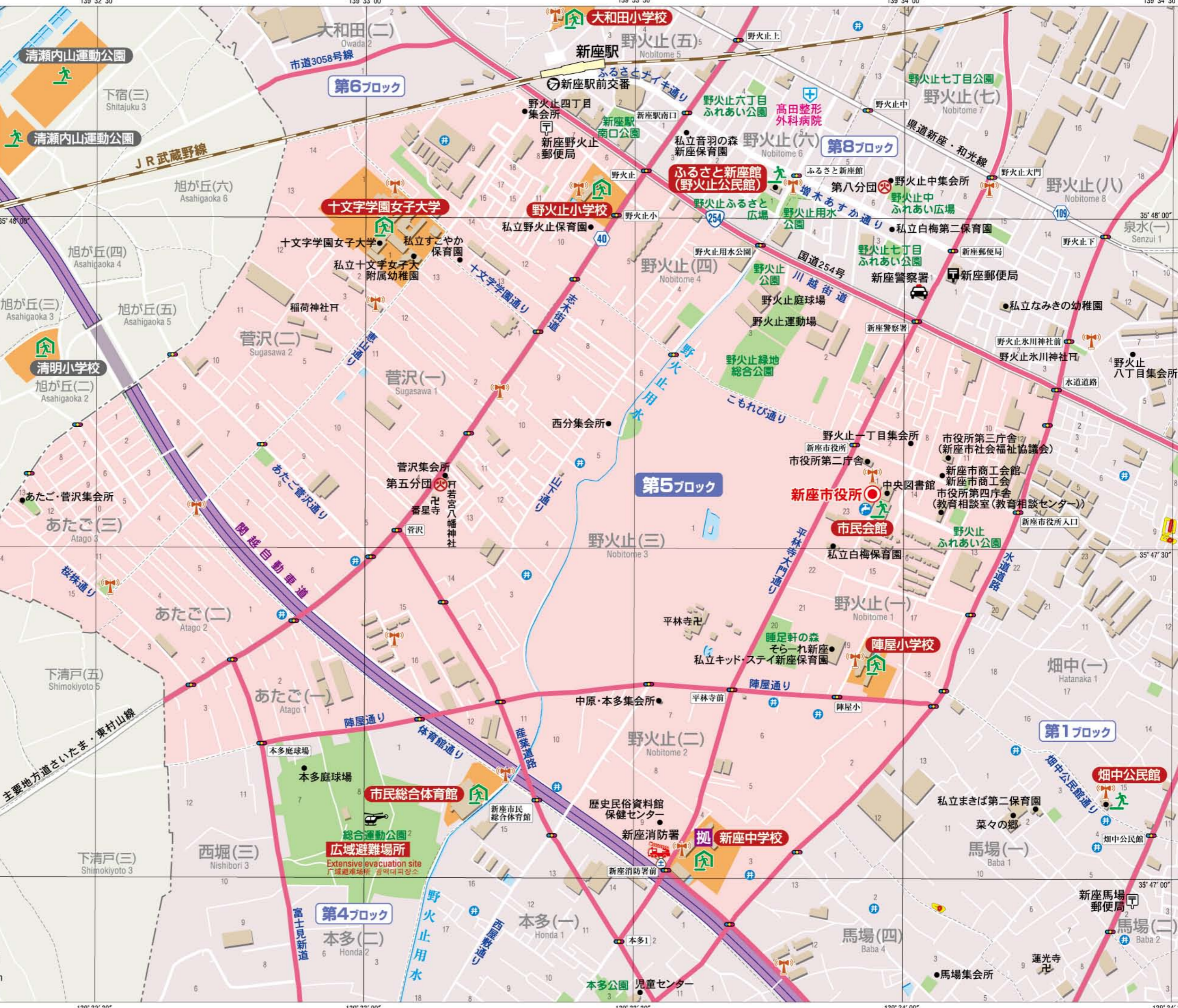
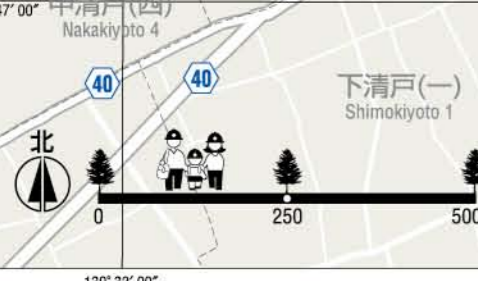
本多(九十六) Honda 96

本多(九十七) Honda 97

本多(九十八) Honda 98

本多(九十九) Honda 99

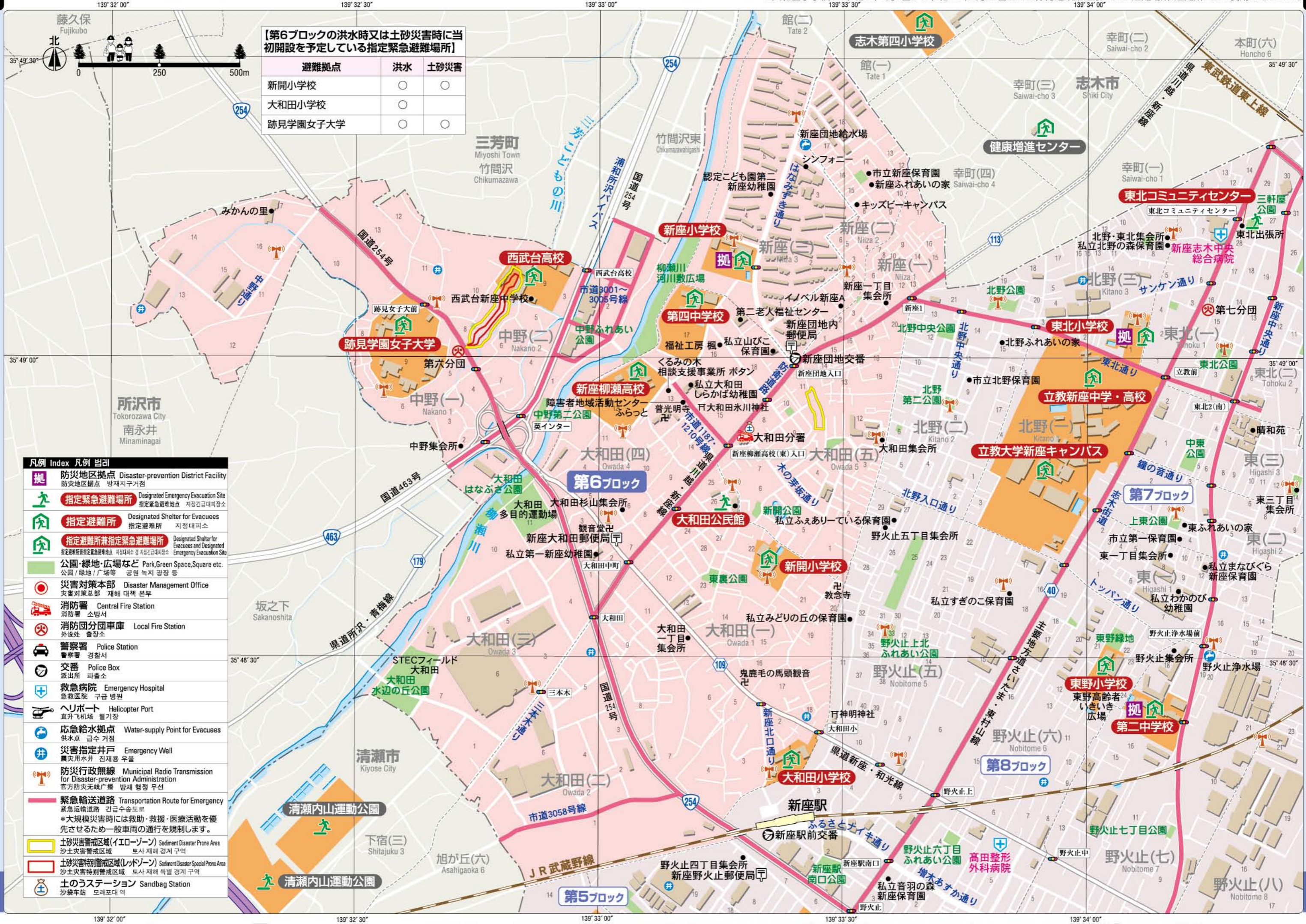
本多(百) Honda 100



第5ブロック…あたご(一)～(三)、菅沢(一)～(二)、野火止(一)～(四) 新座市防災マップ

第5ブロック…あたご(一)～(三)、菅沢(一)～(二)、野火止(一)～(四) 新座市防災マップ

※大和田小学校は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までは体育館改築工事のため避難場所・避難所として使用できません。



【第6ブロックの洪水時又は土砂災害時に当初開設を予定している指定緊急避難場所】

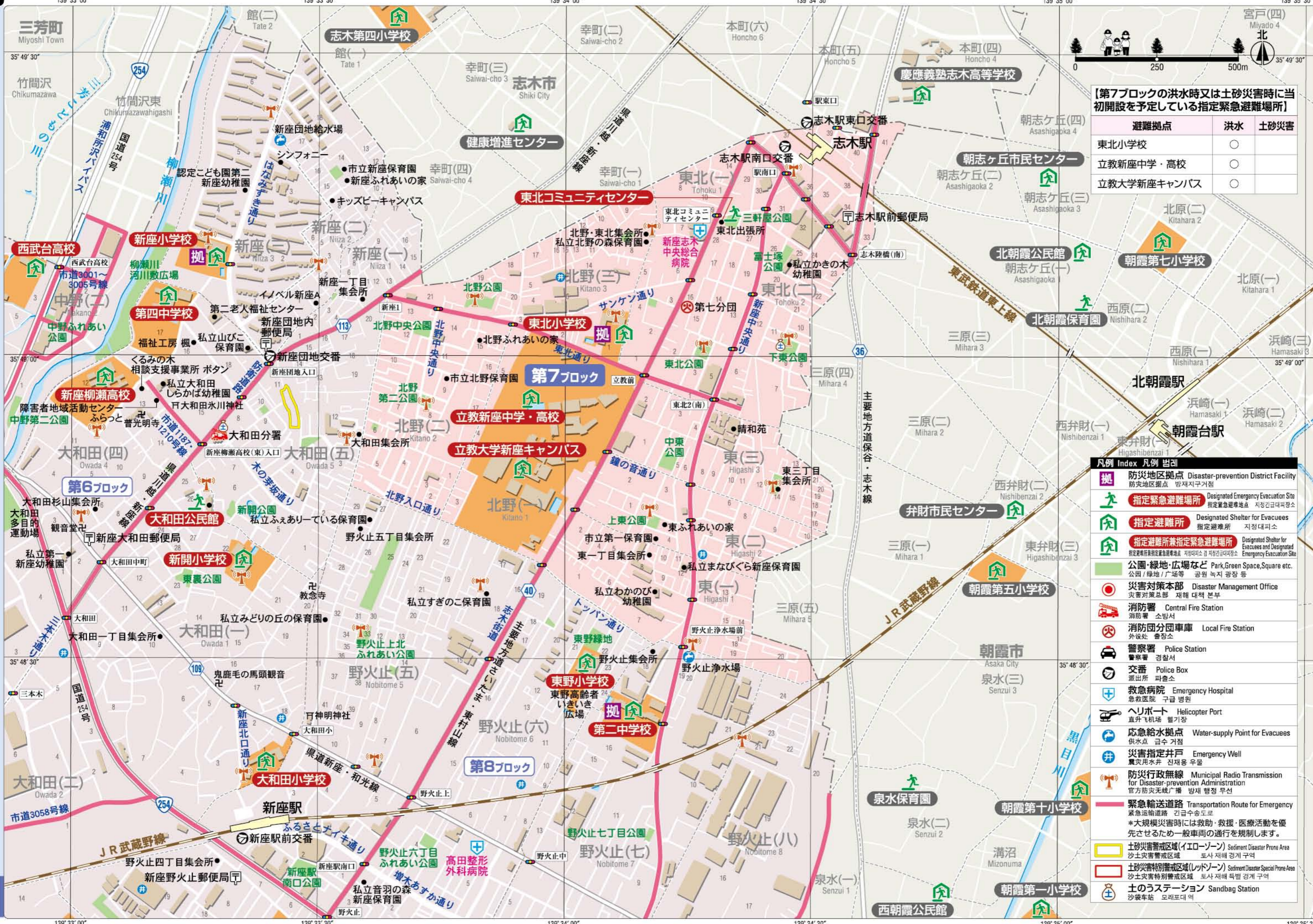
避難拠点	洪水	土砂災害
新開小学校	○	○
大和田小学校	○	○
跡見学園女子大学	○	○

- 凡例 Index 凡例 凡例
- 防災地区拠点** Disaster-prevention District Facility  
防災地区拠点 방재지구거점
  - 指定緊急避難場所** Designated Emergency Evacuation Site  
指定緊急避難地点 지정긴급대피장소
  - 指定避難所** Designated Shelter for Evacuees  
指定避難소 지정대피소
  - 指定避難所兼指定緊急避難場所** Designated Shelter for Evacuees and Designated Emergency Evacuation Site  
指定避難소兼指定緊急避難장소 지정대피소겸 지정긴급대피장소
  - 公園・緑地・広場など** Park, Green Space, Square etc.  
公園 / 緑地 / 広場 등 공원 녹지 광장 등
  - 災害対策本部** Disaster Management Office  
災害対策本部 재해 대책 본부
  - 消防署** Central Fire Station  
消防署 소방서
  - 消防団分団車庫** Local Fire Station  
外設处 출장소
  - 警察署** Police Station  
警察署 경찰서
  - 交番** Police Box  
派出所 파출소
  - 救急病院** Emergency Hospital  
急救医院 구급 병원
  - ヘリポート** Helicopter Port  
直升飞机场 헬기장
  - 応急給水拠点** Water-supply Point for Evacuees  
供水点 급수 거점
  - 災害指定井戸** Emergency Well  
災害用水井 진재용 우물
  - 防災行政無線** Municipal Radio Transmission for Disaster-prevention Administration  
官方防灾无线广播 방재 행정 무선
  - 緊急輸送道路** Transportation Route for Emergency  
紧急运输道路 긴급수송도로  
*大規模災害時には救助・救援・医療活動を優先させるため一般車両の通行を規制します。
  - 土砂災害警戒区域(イエローゾーン)** Sediment Disaster Prone Area  
沙土災害警戒区域 토사 재해 경계 구역
  - 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)** Sediment Disaster Special Prone Area  
沙土災害特別警戒区域 토사 재해 특별 경계 구역
  - 土のうステーション** Sandbag Station  
沙袋车站 모래포대역

第6ブロック…中野一、新座一、新座二、大和田一、新座市防災マップ

第6ブロック…中野一、新座一、新座二、大和田一、新座市防災マップ

※大和田小学校は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までは体育館改築工事のため避難場所・避難所として使用できません。



【第7ブロックの洪水時又は土砂災害時に当初開設を予定している指定緊急避難場所】

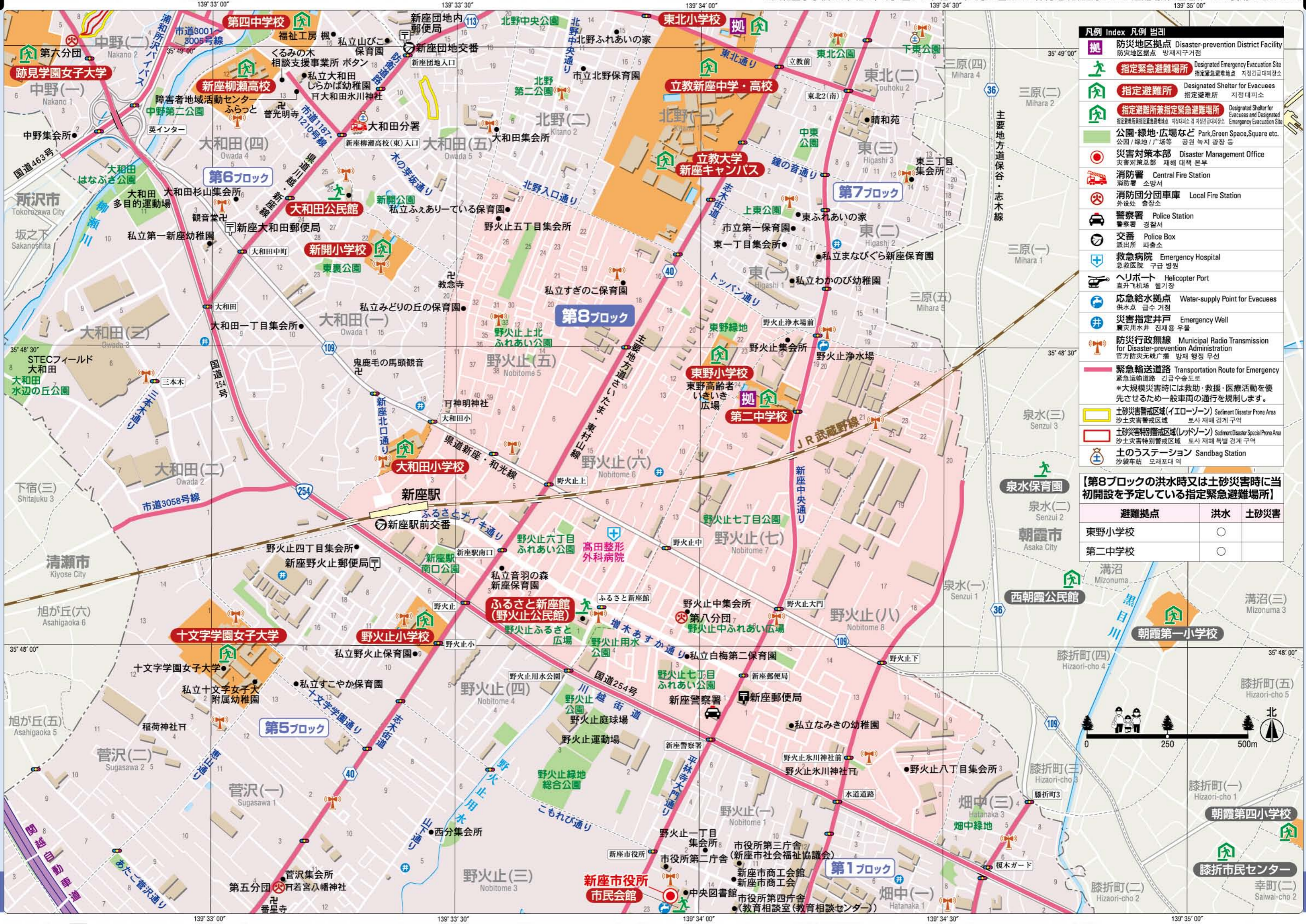
避難拠点	洪水	土砂災害
東北小学校	○	
立教新座中学・高校	○	
立教大学新座キャンパス	○	

凡例 Index 凡例 索引

- 防災地区拠点 Disaster-prevention District Facility  
防災地区拠点 방재지구거점
- 指定緊急避難場所 Designated Emergency Evacuation Site  
指定緊急避難場所 지정긴급대피장소
- 指定避難所 Designated Shelter for Evacuees  
指定避難所 지정대피소
- 指定避難所兼指定緊急避難場所 Designated Shelter for Evacuees and Designated Emergency Evacuation Site  
指定避難소兼指定緊急避難장소 지정대피소 겸 지정긴급대피장소
- 公園・緑地・広場など Park, Green Space, Square etc.  
公園/綠地/廣場等 공원 녹지 광장 등
- 災害対策本部 Disaster Management Office  
災害対策本部 재해 대책 본부
- 消防署 Central Fire Station  
消防署 소방서
- 消防団分団車庫 Local Fire Station  
消防団分団車庫 외설차 출장소
- 警察署 Police Station  
警察署 경찰서
- 交番 Police Box  
派出所 파출소
- 救急病院 Emergency Hospital  
急救醫院 구급 병원
- ヘリポート Helicopter Port  
直升機機場 헬기장
- 応急給水拠点 Water-supply Point for Evacuees  
供水点 급수 거점
- 災害指定井戸 Emergency Well  
災害指定井戸 진재용 우물
- 防災行政無線 Municipal Radio Transmission for Disaster-prevention Administration  
官方防災無線广播 방재 행정 무선
- 緊急輸送道路 Transportation Route for Emergency  
緊急輸送道路 긴급수송도로  
*大規模災害時には救助・救援・医療活動を優先させるため一般車両の通行を規制します。
- 土砂災害警戒区域(イエローゾーン) Sediment Disaster Prone Area  
土砂災害警戒区域 토사 재해 경계 구역
- 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン) Sediment Disaster Special Prone Area  
土砂災害特別警戒区域 토사 재해 특별 경계 구역
- 土のうステーション Sandbag Station  
沙袋车站 모래포대역

第7ブロック：北野一、三、東北一、二、東一、三 新座市防災マップ

第7ブロック：北野一、三、東北一、二、東一、三 新座市防災マップ



凡例 Index 凡例 凡例

- 防災地区拠点 Disaster-prevention District Facility 防災地区拠点 방재지구거점
- 指定緊急避難場所 Designated Emergency Evacuation Site 指定緊急避難소 지정긴급대피장소
- 指定避難所 Designated Shelter for Evacuees 指定避難소 지정대피소
- 指定避難所兼指定緊急避難場所 Designated Shelter for Evacuees and Designated Emergency Evacuation Site 指定避難소겸 지정긴급대피장소
- 公園・緑地・広場など Park, Green Space, Square etc. 公園/綠地/廣場 등 공원 녹지 광장 등
- 災害対策本部 Disaster Management Office 災害対策本部 재해 대책 본부
- 消防署 Central Fire Station 消防署 소방서
- 消防団分団車庫 Local Fire Station 外設处 출장소
- 警察署 Police Station 警察署 경찰서
- 交番 Police Box 派出所 파출소
- 救急病院 Emergency Hospital 救急病院 구급 병원
- ヘリポート Helicopter Port 直升機場 헬기장
- 応急給水拠点 Water-supply Point for Evacuees 供水点 급수 거점
- 災害指定井戸 Emergency Well 震災用水井 진재용 우물
- 防災行政無線 Municipal Radio Transmission for Disaster-prevention Administration 官方防災無線广播 방재 행정 무선
- 緊急輸送道路 Transportation Route for Emergency 緊急輸送道路 긴급수송도로
- 土砂災害警戒区域(イエローゾーン) Sediment Disaster Prone Area 土砂災害警戒区域 토사 재해 경계 구역
- 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン) Sediment Disaster Special Prone Area 土砂災害特別警戒区域 토사 재해 특별 경계 구역
- 土のうステーション Sandbag Station 沙袋车站 모래포대역

【第8ブロックの洪水時又は土砂災害時に当初開設を予定している指定緊急避難場所】

避難拠点	洪水	土砂災害
東野小学校	○	
第二中学校	○	

第8ブロック…野火止五〜八 新座市防災マップ

第8ブロック…野火止五〜八 新座市防災マップ